

経営承継円滑化法 災害特例申請マニュアル

**(災害等により損害を受けた中小企業者等に
対する特例措置（災害特例）について)**

**令和3年2月改訂
経済産業省
中小企業庁 財務課**

【新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により売上が大幅に減少した場合は、災害特例の適用を受けることができます。本マニュアルでは、災害特例により雇用維持要件の免除等を受けるための要件や手続等について解説をしております。】

目次

第1節 災害特例の概要	4
第2節 用語について	7
1. 災害、災害等（規則第1条第18項）	7
2. 特定贈与認定中小企業者（同条第19項）	7
3. 特定特例贈与認定中小企業者（同条第20項）	7
4. 特定相続認定中小企業者（同条第21項）	7
5. 特定特例相続認定中小企業者（同条第22項）	8
6. 贈与認定前中小企業者（同条第23項）	8
7. 特例贈与認定前中小企業者（同条第24項）	8
8. 相続認定前中小企業者（同条第25項）	8
9. 特例相続認定前中小企業者（同条第26項）	8
10. 災害等特別中小企業者（規則第13条の2第1項）	9
11. 第二種災害等特例中小企業者（同条第3項）	9
12. セーフティネット保証制度4号（中小企業信用保険法第2条第5項第4号）	9
第3節 災害等により被害を受けた中小企業者に対する都道府県知事の確認	10
1. 確認について	10
2. 確認事項について（規則第13条の2第1項、第3項）	10
(1) 資産の被害が大きい中小企業者（規則第13条の2第1項第1号）	10
(2) 常時使用する従業員の多くが属する事業所が被災した中小企業者（規則第13条の2第1項第2号）	11
(3) 売上高が大幅に減少した中小企業者（規則第13条の2第1項第3号～第6号）	11
3. 確認の手続（規則第13条の2第2項、第21条）	14
(1) 申請期限	14
(2) やむを得ない事情により提出期限までに提出できなかった場合（規則第21条）	18
4. 確認申請書（様式第20～20の6）に添付する書類	19
(1) 様式第20に添付する書類（資産の被害が大きい中小企業者の場合：規則第1条の2第2項第1号）	19
(2) 様式第20の2に添付する書類（従業員の多くが属する事業所が被災した中小企業者の場合：規則第13条の2第2項第2号）	19
(3) 様式第20の3～20の6に添付する書類（売上高が大幅に減少した中小企業者の場合：規則第13条の2第2項第3号～第6号）	20
5. 申請窓口	21
6. 確認の通知（規則第13条の2第4項）	22

7. 確認の取消し（規則第 13 条の 2 第 5 項、第 6 項）	22
第 4 節 都道府県知事の認定の特例等（規則第 13 条の 3）	23
1. 認定の特例について	23
2. 特定贈与認定中小企業者に対する特例等（規則第 13 条の 3 第 1~4 項）	24
(1) 事業継続要件の特例	24
① 資産の被害が大きい中小企業者に対する特例（規則第 13 条の 3 第 1 項第 1 号）	24
② 従業員の多くが属する事業所が被災した中小企業者に対する特例（規則第 13 条の 3 第 1 項第 2 号）	25
③ 売上高が大幅に減少した中小企業者に対する災害特例	26
(イ) 雇用維持要件の緩和又は免除（規則第 13 条の 3 第 1 項第 3 号）	26
(ロ) 資産管理会社非該当要件の免除（規則第 13 条の 3 第 1 項第 4 号）	30
(2) 売上割合及び雇用割合に係る報告（規則第 13 条の 3 第 2 項）	32
(3) 合併・株式交換等があった場合の特例（規則第 13 条の 3 第 3 項）	37
(4) 年次報告時における提出書類の追加（規則第 13 条の 3 第 4 項）	37
3. 特定相続認定中小企業者に対する特例等（規則第 13 条の 3 第 5 項）	38
(1) 事業継続要件の特例（規則第 13 条の 3 第 5 項により読替後の同条第 1 項）	38
① 資産の被害が大きい中小企業者に対する特例＜読替後の 1 号＞	38
② 従業員の多くが属する事業所が被災した中小企業者に対する特例＜読替後の 2 号＞	40
③ 売上高が大幅に減少した中小企業者に対する災害特例	42
(イ) 雇用維持要件の緩和又は免除＜読替後の 3 号＞	42
(ロ) 資産管理会社非該当要件の免除＜読替後の 4 号＞	46
(2) 売上割合及び雇用割合に係る報告（規則第 13 条の 3 第 5 項により読替後の同条第 2 項）	49
(3) 合併・株式交換等があった場合の特例（規則第 13 条の 3 第 5 項により読替後の同条第 3 項）	50
(4) 年次報告時における提出書類の追加（規則第 13 条の 3 第 5 項により読替後の同条第 4 項）	51
4. 認定前中小企業者に対する認定要件の特例（規則第 13 条の 3 第 6 項～11 項）	52
(1) 贈与認定前における認定要件の緩和（規則第 13 条の 3 第 6 項）	52
(2) 贈与認定前における認定要件の緩和（規則第 13 条の 3 第 7 項）	52
(3) 相続認定前における認定要件の緩和（規則第 13 条の 3 第 8 項）	52
(4) 相続認定前における認定要件の緩和（規則第 13 条の 3 第 9 項）	53
(5) 相続認定前における認定要件の緩和（規則第 13 条の 3 第 10 項）	53
(6) 相続認定前における認定要件の緩和（読替後の規則第 13 条の 3 第 11 項）	54

5. 経営承継贈与者の相続が開始した場合（切替確認）の特例（規則第 13 条 3 第 12 項）	55
6. 特定特例贈与認定中小企業者に対する特例等（規則第 13 条 3 第 13 項）	56
7. 特定特例相続認定中小企業者に対する特例等（規則第 13 条 3 第 14 項）	62
 (参考)新型コロナウイルス感染症を事由として災害特例を受ける中小企業者	69
・災害等が発生した日	69
・売上高の算定期間及び計算方法	70
・確認申請の提出期限及び申請手続	71
・雇用維持要件の緩和又は免除	75
・資産管理会社非該当要件の免除	77
・売上割合及び雇用割合に係る報告	80

○凡例

主な法令等の略称は以下のとおりです。

法 · · · · · 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

規則 · · · · · 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則

第1節 災害特例の概要

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（以下「円滑化法」といいます。また、同法の施行令（政令）と施行規則（省令）を、単にそれぞれ「施行令」と「規則」といいます。）は、① 遺留分に関する民法の特例、② 事業承継時の金融支援措置、③ 事業承継税制の基本的枠組みを盛り込んだ事業承継円滑化に向けた総合的支援策の基礎となる法律で、平成 20 年 5 月 9 日に第 169 回通常国会において可決・成立し、平成 20 年 10 月 1 日（遺留分に関する民法の特例に係る規定については平成 21 年 3 月 1 日）から施行されております。

そのような中、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に対処するため、「東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（以下「東日本大震災特例」といいます。）」が、平成 23 年 12 月 14 日に公布・施行されました。

その後、平成 28 年 4 月の熊本地震をはじめ近年災害が頻発していることを鑑み、平成 29 年度税制大綱では、「被災者の不安を早期に解消するとともに、税制上の対応が復旧や復興の動きに遅れることのないよう、各税目にわたり、あらかじめ規定を整備すること」とされ、円滑化法においては、「東日本大震災特例」を基礎として、被災した認定中小企業者等に対して、災害による被害の態様及び損害の度合いに応じ、雇用維持要件の免除や資産管理会社非該当要件の免除等の措置を講じる特例措置（以下「災害特例」といいます。）を常設化することとされました（規則第 13 条の 2 から 4）。

災害特例の対象となる「災害」とは、震災、風水害、火災、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉛害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいい、「災害等」とは、災害並びに中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号の経済産業大臣が定める事由、同項第 2 号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限、並びに同項第 3 号及び第 4 号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由をいいます（規則第 1 条第 18 項）。

今般の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、令和 2 年 3 月 2 日付の官報により、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号の経済産業大臣が指定する「災害等」として告示されております（令和 2 年 経済産業省告示第 36 号）。

このため、認定中小企業者等が新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を事由として売上高が大幅に減少をした場合には、円滑化法において災害特例の適用を受けることができます（規則第 13 条の 3 第 1 項第 3 号、4 号）。

以下、災害特例の概要について解説をいたします。

○ 災害特例の概要について

災害特例は、災害等を受けた中小企業者の「認定等の時期」及び「被害の態様」に応じて、それぞれ次のような措置を講じています。

(1) 災害等の「発生前」に相続若しくは遺贈又は贈与により非上場株式等を取得し、円滑化法の認定を受けている中小企業者

災害等により受けた被害の態様に応じ、認定中小企業者の雇用維持要件の免除等の措置を講じています。

① 災害により被害を受けた資産が総資産の 30%以上である場合

災害により事業用資産の被害が大きい中小企業者については、当該中小企業者が事業用資産の滅失等により事業活動の一時的・長期的な中断を余儀なくされ、その雇用を維持できなくなることに加え、事業用資産が滅失しているため総資産に対する特定資産の割合や、総売上高に占める特定資産に係る収入割合が必然的に高まることが想定されるため、雇用維持要件又は資産管理会社非該当要件の充足が困難であることが考えられ、災害特例によってこれらの要件を免除する措置を設けています。

② 災害により被災した事業所で雇用されていた従業員数が従業員総数の 20%以上である場合

災害により従業員の多くが属する事業所が被災した中小企業者については、総資産に占める被災した事業用資産の割合が大きくなるとも、常時使用する従業員の 2 割以上が属する被災事業所が滅失又は損壊し、継続して勤務ができない状況になることによって、必然的に相続時・贈与時の 8 割の雇用確保が困難になることに加え、被災事業所の雇用を維持できなくなることにより、事業実態要件を充足していた認定中小企業者が常時使用する従業員を 5 名確保できずに当該事業実態要件を満たせなくなること等が想定されるため、雇用維持要件又は資産管理会社非該当要件の充足が困難であることが考えられ、災害特例によってこれらの要件を免除（雇用維持要件は被災事業所に係るもののみ免除）する措置を設けています。

③ 災害等の発生後 6 月間の売上高が前年同期比 30%以上減少している場合

災害等により売上高が大幅に減少した中小企業者については、売上高が大幅に減少したことにより、その雇用を維持できなくなることに加え、雇用を維持できなくなることにより、事業実態要件を充足していた認定中小企業者等が常時使用する従業員を 5 名確保できずに事業実態要件を満たせなくなること等が想定されるため、雇用維持要件又は資産管理会社非該当要件の充足が困難であることが考えられ、一定の要件の下、災害特例によってこれらの要件を緩和又は免除する措置を設けています。

(注)「災害等」とは、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までに掲げる一定の事由をいいます。新型コロナ感染症(COVID-19)は、令和2年3月2日付の官報により、同項第4号(セーフティネット保証第4号)の指定事由として告示されております(令和2年経済産業省告示第36号)。

(2) 災害等の「発生前」に相続若しくは遺贈又は贈与により非上場株式等を取得し、円滑化法の認定を受けようとしている一定の中小企業者
認定時及び認定後に上記(1)の措置を講じています。

(3) 災害等の「発生後」に相続又は遺贈により非上場株式等を取得し、円滑化法の認定を受けようとしている一定の中小企業者

上記(2)の措置に加え、認定時の事前役員就任要件を免除する措置を講じています。

図表1 災害特例の概要

被害の態様	(1) 資産の被害が大きい会社	(2) 従業員の多くが属する事業所が被災した会社	(3) 売上高が大幅に減少した会社
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ① $\frac{\text{総資産}}{\text{総資産}} \geq 30\%$ </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ① $\frac{\text{従業員の総数}}{\text{従業員の総数}} \geq 20\%$ </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 災害後6ヶ月間の売上高 $\leq 70\%$ 前年同期間の売上高 </div>
① 災害証明書の発行を受けた資産(特定資産を除く。 (注)「認資産」は、災害発生日の直前の事業年度終了時の帳簿価額。	① 災害証明書の発行を受けた事業所で、災害後6ヶ月間継続して稼働できぬ事業所の常時使用する従業員数 (注)「従業員」は、災害発生日の前日における常時使用する従業員数。	※ 中小企業信用保険法に規定する下記の事由による売上減少等を対象 イ 取引先の倒産(同法第51号) ロ 取引先の事業活動の制限(〃二) ハ 事故(〃三) ニ 災害(〃四)	② 次の事業継続要件を免除 ① 雇用5年間平均80%維持 ② 資産管理会社に非該当【10年間】
事業継続要件の一部免除	② 次の事業継続要件を免除 ① 雇用5年間平均80%維持* ※ 被災していない事業所については雇用確保要件を満たす必要あり。 ② 資産管理会社に非該当【10年間】	② 次の事業継続要件を緩和 ① 雇用5年間平均80%維持 ② 資産管理会社に非該当【最長10年間】	② 災害後の売上高の回復に応じて、次の事業継続要件を緩和 (上記イ・ロについては①のみ) ① 雇用5年間平均80%維持 ② 資産管理会社に非該当【最長10年間】
猶予税額の免除事由の追加	④ 事業継続期間内(適用から5年間)に破産した場合であっても猶予税額を免除		
認定要件の一部免除	④ 次の認定要件を免除 ① 資産管理会社非該当要件 ② 承継時の雇用80%維持要件 ③ 事前役員就任要件* ※ 災害後1年以内の相続が対象	④ 上記ハ・ニについて、次の認定要件を免除 ① 資産管理会社非該当要件 ② 承継時の雇用80%維持要件 ③ 事前役員就任要件* ※ 災害後1年以内の相続が対象	④ 上記ハ・ニについて、次の認定要件を免除 ① 資産管理会社非該当要件 ② 承継時の雇用80%維持要件 ③ 事前役員就任要件* ※ 災害後1年以内の相続が対象

第2節 用語について

1. 災害、災害等（規則第1条第18項）

「災害」とは、震災、風水害、火災、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉛害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいい、「災害等」とは、災害並びに中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二条第五項第一号の経済産業大臣が定める事由、同項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限、並びに同項第三号及び第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由ををいいます。

2. 特定贈与認定中小企業者（同条第19項）

「特定贈与認定中小企業者」とは、規則第九条第二項に規定する第一種特別贈与認定中小企業者及び第一種特別贈与認定中小企業者であった者(同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。)並びに同条第四項に規定する第二種特別贈与認定中小企業者及び第二種特別贈与認定中小企業者であった者(同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。)のうち、円滑化法第十二条第一項の認定（規則第六条第一項第七号又は第九号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時が災害等が発生した日よりも前であった中小企業者をいいます。

3. 特定特例贈与認定中小企業者（同条第20項）

「特定特例贈与認定中小企業者」とは、規則第九条第六項に規定する第一種特例贈与認定中小企業者及び第一種特例贈与認定中小企業者であった者(同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。)並びに同条第八項に規定する第二種特例贈与認定中小企業者及び第二種特例贈与認定中小企業者であった者(同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。)のうち、円滑化法第十二条第一項の認定（規則第六条第一項第十一号又は十三号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時が災害等が発生した日よりも前であった中小企業者をいいます。

4. 特定相続認定中小企業者（同条第21項）

「特定相続認定中小企業者」とは、規則第九条第三項に規定する第一種特別相続認定中小企業者及び第一種特別相続認定中小企業者であった者(同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。)並びに同条第五項に規定する第二種特別相続認定中小企業者及び第二種特別相続認定中小企業者であった者(同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。)のうち、円滑化法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号又は第十号の事由に係るものに限る。）に係る相続の開始の日が災害等が発生した日前又は災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間である中小企業者をいいます。

5. 特定特例相続認定中小企業者（同条第 22 項）

「特定特例相続認定中小企業者」とは、規則第九条第七項に規定する第一種特例相続認定中小企業者及び第一種特例相続認定中小企業者であった者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）並びに同条第九項に規定する第二種特例相続認定中小企業者及び第二種特例相続認定中小企業者であった者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）のうち、円滑化法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十二号又は十四号の事由に係るものに限る。）に係る相続の開始の日が災害等が発生した日前又は災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間である中小企業者をいいます。

6. 贈与認定前中小企業者（同条第 23 項）

「贈与認定前中小企業者」とは、中小企業者の代表者が災害等の発生前に贈与により取得した当該中小企業者の株式等（株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は持分をいう。以下同じ。）に係る贈与税を納付することが見込まれる場合において、円滑化法第十二条第一項の認定（規則第六条第一項第七号又は第九号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者をいいます。

7. 特例贈与認定前中小企業者（同条第 24 項）

「特例贈与認定前中小企業者」とは、中小企業者の代表者が災害等の発生前に贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれる場合において、円滑化法第十二条第一項の認定（規則第六条第一項第十一号又は第十三号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者をいいます。

8. 相続認定前中小企業者（同条第 25 項）

「相続認定前中小企業者」とは、中小企業者の代表者が災害等が発生した日前又は災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間に相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれる場合において、円滑化法第十二条第一項の認定（規則第六条第一項第八号又は第十号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者をいいます。

9. 特例相続認定前中小企業者（同条第 26 項）

「特例相続認定前中小企業者」とは、中小企業者の代表者が災害等が発生した日前又は災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間に相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれる場合において、円滑化法第十二条第一項の認定（規則第六条第一項第十二号又は第十四号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者をいいます。

10. 災害等特別中小企業者（規則第13条の2第1項）

上記2.4.6.8.にある、特定贈与認定中小企業者、特定相続認定中小企業者、贈与認定前中小企業者及び相続認定前中小企業者を総称して、「災害等特別中小企業者」といいます。

11. 第二種災害等特例中小企業者（同条第3項）

上記3.5.7.9.にある、特定特例贈与認定中小企業者、特定特例相続認定中小企業者、特例贈与認定前中小企業者及び特例相続認定前中小企業者を総称して、「第二種災害等特例中小企業者」といいます。

12. セーフティネット保証制度4号（中小企業信用保険法第2条第5項第4号）

「セーフティネット保証制度4号」とは、突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少し、経営の安定に支障を生じている中小企業者について、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証を行う制度です。中小企業者が本制度を利用するにあたっては、中小企業信用保険法第2条第5項に規定する「特定中小企業者」であることについて、市区町村の認定を受ける必要があります。

【対象となる中小企業者】

次のいずれも満たした中小企業者が対象となります。

- ① 経済産業大臣の指定を受けた地域（指定地域）において1年間以上継続して事業を行っていること。
- ② 経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が、前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

【セーフティネット保証制度4号を受けるための手続】

本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市町村(または特別区)の商工担当課等の窓口に認定申請書2通を提出(その事実を証明する書面等があれば添付)し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込むことが必要です。

(参考)

新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者対策を講じます（セーフティネット保証制度4号の指定）[経済産業省HP]

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228001/20200228001.html>

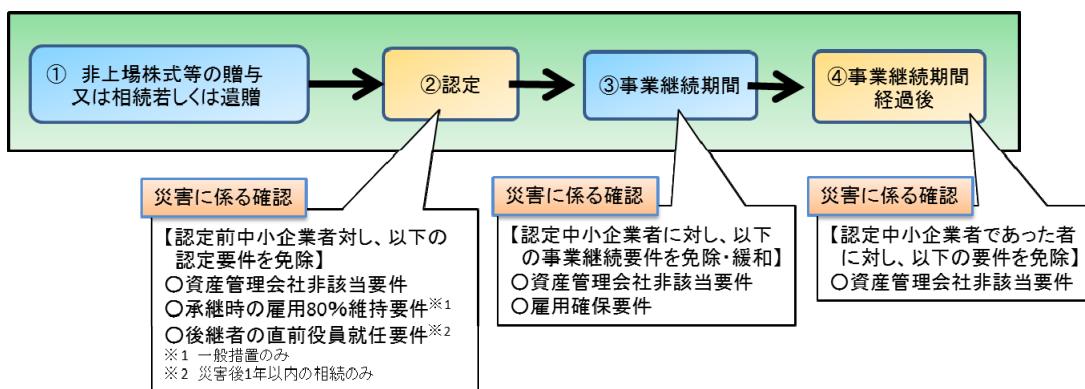
第3節 災害等により被害を受けた中小企業者に対する都道府県知事の確認

1. 確認について

災害等特別中小企業者又は第二種災害等特例中小企業者が、災害特例（認定要件又は事業継続要件に係る免除等）の適用を受けるためには、災害等により被害を受けたことについて、都道府県知事の確認を受ける必要があります。

都道府県知事の確認事項の詳細については、次の本節「2. 確認事項について」を、災害特例による支援措置の詳細については、第4節「都道府県知事の認定の特例等」を参照ください。

(参考)円滑化法第12条第1項の認定の流れの中における災害特例の位置づけ



2. 確認事項について（規則第13条の2第1項、第3項）

災害等特別中小企業者又は第二種災害等特例中小企業者は、規則第13条の2第1項各号又は同条第3項に該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができます。

(1) 資産の被害が大きい中小企業者（規則第13条の2第1項第1号）

- 一 当該災害等特別中小企業者の災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における資産の帳簿価額の総額に対する当該災害等特別中小企業者の当該災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。）をした資産（特定資産を除く。）の帳簿価額の合計額の割合が百分の三十以上あること。

規則第13条の2第1項第1号（準用を含みます。）に定める事由に該当するためには、災害発生日の直前の事業年度終了時の帳簿価額の総額に対する災害により滅失（通常の修繕では原状回復が困難な損壊を含みます。）をした資産（特定資産を除きます。）の帳簿価額の割合が30%以上あることが必要です。

災害により滅失（通常の修繕では原状回復が困難な損壊を含む。）をした資産（特定資産を除く。）の帳簿価額

$\geq 30\%$

災害発生日の直前の事業年度終了時の帳簿価額の総額

資産の帳簿価額の総額並びに減失等した資産の帳簿価額の合計額の算定に際しては、以下の点に留意が必要です。

【資産の帳簿価額の算定】

1. 災害発生日の直前事業年度末の貸借対照表に計上されている帳簿価額により算定する。
2. 但し、減価償却資産・特別償却適用資産・圧縮記帳適用資産については、それぞれ対応する減価償却累計額・特別償却準備金・圧縮積立金等を控除した後の帳簿価額であり、取得価額ではないことに留意する。
3. 貸倒引当金・投資損失引当金等の評価性引当金については、資産の帳簿価額の合計額から控除しないことに留意する。

(2) 常時使用する従業員の多くが属する事業所が被災した中小企業者（規則第13条の2第1項第2号）

二 当該災害等特別中小企業者の災害が発生した日の前日における常時使用する従業員の数に対する当該災害等特別中小企業者の当該災害が発生した日から同日以後六月を経過する日までの間継続して常時使用する従業員が当該災害等特別中小企業者の本来の業務に従事することができないと認められる事業所（常時使用する従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものであって、当該災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したものに限る。以下「被災事業所」という。）において、当該災害が発生した日の前日に使用していた常時使用する従業員の数の合計数の割合が百分の二十以上であること。

規則第13条の2第1項第2号（準用を含みます。）に定める事由に該当するためには、災害等特別中小企業者又は第二種災害等特例中小企業者の「災害発生日の前日における常時使用する従業員数の総数」に対する「災害後6月間継続して稼働できない事業所の常時使用する従業員の数」の割合が20%以上であることが必要です。

$$\frac{\text{災害後6月間継続して稼働できない事業所の常時使用する従業員の数}}{\text{災害発生日の前日における常時使用する従業員数の総数}} \geq 20\%$$

(3) 売上高が大幅に減少した中小企業者（規則第13条の2第1項第3号～第6号）

各号ごとに売上減少事由が異なります。規則第13条の2第1項第3号は連鎖倒産による売上減少、第4号は取引先企業のリストラ等の事業活動の制限による売上減少、第5号は事故等による売上減少、第6号は自然災害等による売上減少を事由としています。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による売上減少は、このうち第6号（自然災害等による売上減少）に該当するものと解され、本マニュアルでは第6号の事由を前提に解説します。

なお、令和2年3月2日付の官報により、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を指定事由とし、全ての都道府県が指定地域として告示されております。本告示において指定された事由に係る指定の期間の初日は「令和2年2月18日」とされており、災害特例上、「災害等の発生の日」は同日となります。

六 当該災害等特別中小企業者が、イ及びロのいずれにも該当すること（当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第四号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあっては、イに掲げるものを除く。）。

イ 当該災害等特別中小企業者が、次の（1）及び（2）のいずれにも該当すること。

（1） 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の前日まで引き続き一年以上にわたり、同号の経済産業大臣の指定を受けた地域において事業を行っていること。

（2） 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から同日以後一月を経過する日までの間における売上高等の前年同期における売上高等に対する割合が百分の八十未満であること。

ロ 当該災害等特別中小企業者の次の（1）に掲げる金額に対する（2）に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。

（1） 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

（2） 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

規則第13の2条第1項第6号（準用を含みます。）に定める事由に該当するためには、まず、災害等特別中小企業者又は第二種災害等特例中小企業者の「災害等発生日以後6月間の売上高の合計」が「前年同期間の売上高の合計の70%以下」であることが必要です。

$$\frac{\text{災害等発生日以後 6 月間の売上高の合計}}{\text{上記期間の前年同期間の売上高の合計}} \leq 70\%$$

次に、当該災害等特別中小企業者又は第二種災害等特例中小企業者は、上記の売上割合要件を満たすことに加えて、次の①又は②のいずれかの要件を満たすことが必要です。

(注) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を事由とする場合には、「上記の売上割合要件」及び「災害等の前日まで1年以上事業を行っていること」で規則第13条の2第1項（第6号事由）の確認を受けることができます。これは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、全ての都道府県が指定地域として指定されているため、災害等の発生日の前日まで引き続き1年以上にわたり事業を行っていた者が上記の売上割合要件を満たした場合には、通常セーフティネット保証4号の認定要件を充足するものと解されるためです。

このため、申請者の手続簡素化の観点から、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を事由とする場合には、規則第13条の2第1項（第6号事由）の確認を受けるに当たり、次の①②の要件は不要とする取り扱いをしております。

- ① 中小企業信用保険法第2条第5項第4号（セーフティネット保証4号）の認定を受けていること。
- ② 災害等の発生日（中小企業信用保険法第2条第5項第4号の経済産業大臣の指定した事由に係る指定の期間の初日）の前日まで引き続き1年以上にわたり、指定地域（中小企業信用保険法第2条第5項第4号の経済産業大臣の指定を受けた地域）において事業を行っており、かつ、災害等発生日以後1月間の売上高が前年同期間の売上高の80%未満であること。

3. 確認の手続（規則第 13 条の 2 第 2 項、第 21 条）

(1) 申請期限

災害等特別中小企業者又は第二種災害等特例中小企業者が、規則第 13 条の 2 第 1 項（準用を含みます。）の確認を受けようとする場合には、以下の提出者の種別ごとに定められた提出期限までに、所定の申請書（様式第 20～第 20 の 6）及び添付書類を本社が所在する都道府県庁へ提出し、都道府県知事の確認の申請をする必要があります。

種別	確認申請の提出期限
<ul style="list-style-type: none">・ 特定贈与認定中小企業者・ 特定特例贈与認定中小企業者・ 特定相続認定中小企業者・ 特定特例相続認定中小企業者・ 贈与同年相続中小企業者（※1） (※1) 相続認定前中小企業者であって、贈与者からの贈与（災害等が発生した日前の贈与に限る。）の日の属する年において当該贈与者の相続が開始し、かつ、当該贈与に係る受贈者が当該贈与者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第 19 条又は第 21 条の 15 の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることとなる場合における当該受贈者に係る中小企業者（当該株式等について同法第 21 条の 16 の規定の適用がある者を含む。）をいいます。	災害等が発生した日から 8 月を経過する日まで
<ul style="list-style-type: none">・ 贈与認定前中小企業者・ 特例贈与認定前中小企業者・ 相続認定前中小企業者（※2）・ 特例相続認定前中小企業者（※2）・ 特定相続認定中小企業者（※3）・ 特定特例相続認定中小企業者（※3） (※2) 贈与同年相続中小企業者を除きます。 (※3) 当該認定に係る相続の開始の日が災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間である中小企業者に限ります。	<p>規則第 7 条第 2 項に規定する認定申請期限まで</p> <ul style="list-style-type: none">・ 贈与の場合：認定に係る贈与の日の属する年の翌年の 1 月 15 日まで・ 相続の場合：認定に係る相続の開始の日の翌日から 8 月を経過する日まで

(参考) 都道府県知事への確認申請書（様式第 20～20 の 6）

確認を受ける事由（第 1 号～第 6 号）ごとに申請書が異なります。確認申請書（様式第 20～20 の 6）は、中小企業庁の HP からダウンロードすることができます。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_gensoku_yoshiki.htm

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_tokurei_yoshiki.htm

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による売上減少は、このうち第 6 号（自然災害等による売上減少）に該当するものと解され、この場合には「様式第 20 の 6」により申請を行うこととなります。

【様式第 20 の 6 のひな型】

様式第 20 の 6

災害等により被害を受けた中小企業者に対する都道府県知事の確認に係る確認申請書

年　月　日

都道府県知事 殿

郵便番号

会社所在地

会社名

電話番号

代表者の氏名

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 13 条の 2 第 1 項の確認（同項第 6 号に係るものに限り、当該規定が準用される場合を含む。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 災害等特例中小企業者等について

災害等特例中小企業者等の種別	<input type="checkbox"/> 第一種特定贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特定贈与認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特定相続認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特定相続認定中小企業者

	<input type="checkbox"/> 第一種特定特例贈与認定中小企業者 <input type="checkbox"/> 第二種特定特例贈与認定中小企業者 <input type="checkbox"/> 第一種特定特例相続認定中小企業者 <input type="checkbox"/> 第二種特定特例相続認定中小企業者 <input type="checkbox"/> 第一種贈与認定前中小企業者 <input type="checkbox"/> 第二種贈与認定前中小企業者 <input type="checkbox"/> 第一種相続認定前中小企業者 <input type="checkbox"/> 第二種相続認定前中小企業者 <input type="checkbox"/> 第一種特例贈与認定前中小企業者 <input type="checkbox"/> 第二種特例贈与認定前中小企業者 <input type="checkbox"/> 第一種特例相続認定前中小企業者 <input type="checkbox"/> 第二種特例相続認定前中小企業者 <input type="checkbox"/> 第一種贈与認定個人事業者であった者 <input type="checkbox"/> 第二種贈与認定個人事業者であった者 <input type="checkbox"/> 第一種相続認定個人事業者であった者 <input type="checkbox"/> 第二種相続認定個人事業者であった者
法第12条第1項の認定の年月日及び番号	年　月　日 (　　号)
災害等が発生した日	年　月　日
贈与の日　又は 相続の開始の日	年　月　日
贈与税申告期限　又は 相続税申告期限	年　月　日
中小企業信用保険法第2条第5項第4号に定める経済産業大臣の指定を受けた地域の名称	

2 規則第13条の2第1項第6号イ（同条第3項の規定により読み替えられた同条第1項第6号イ）関係

災害等が発生した日から同日以	年　月　日	(1)
----------------	-------	-----

後 1 月を経過する日までの間に おける売上高等	～ 年 月 日	円
災害等が発生した日の 1 年前の 日から同日以後 1 月を経過する 日までの間における売上高等	年 月 日 ～ 年 月 日	(2) 円
前年同期比		(3)=(1)／(2) %

3 規則第 13 条の 2 第 1 項第 6 号口（同条第 3 項の規定により読み替えられた同条第 1 項第 6 号口）関係

災害等が発生した日から同日以後 6 月を経過する日までの間における 売上金額	年 月 日 ～ 年 月 日	(4)
災害等が発生した日の 1 年前の日 から同日以後 6 月を経過する日まで の間における売上金額	年 月 日 ～ 年 月 日	(5)
前年同期比		(6)=(4)／(5)

(備考)

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
- ② 削除
- ③ 施行規則第 13 条の 2 第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えられた同条第 2 項）各号に掲げる書類（当該確認に係る事由のうち当該災害等特例中小企業者に生じて いるものを証するために必要なものに限る。）を添付する。

(記載要領)

- ① 単位が「%」の欄は小数点第 2 位以下を切り捨てる。
「法第 12 条第 1 項の認定の年月日及び番号」については、第一種（第二種）贈与認定前中小企業者、第一種（第二種）相続認定前中小企業者、第一種（第二種）特例贈与認定前中小企業者又は第一種（第二種）特例相続認定前中小企業者は空欄とする。

(2) やむを得ない事情により提出期限までに提出できなかつた場合(規則第21条)

上記（1）の申請期限までに提出されなかった場合においても、都道府県知事が期限内に提出されなかつたことについて提出者の責めに帰することができない「やむを得ない事情」があると認める場合において、当該事情がやんだ後遅滞なく申請書及び事情の詳細を記載した書類が提出されたときは、当該申請書が期限内に提出されたものとみなされます（規則第21条）。

当該「やむを得ない事情」は、原則として都道府県知事が認める場合に限られておりますが、円滑化法上、『新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、中小企業者が期限までに申請等が困難な場合』は、当該やむを得ない事情に該当するものと解されています。

(参考)

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により規則第21条の適用を受ける場合

① 事前の手続等は不要

事前の手続等は不要です。中小企業者が申請・報告をすることが可能となった時点で申請等をしていただくことで差し支えありません。この場合、申請等の期限は、原則として申請書等の提出日となります。

② 延長手続のための書面作成は不要

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を事由とする場合は、別途、手続のための書類を提出していただく必要はありません。申請書又は報告書の右上余白に、『新型コロナウイルス感染症による申請期限（又は報告期限）延長申請』と付記していただくことで、「当該事情の詳細を記載した書類が提出」されたものと取り扱われます。

【認定申請書（様式第7の3）への記載例】

新型コロナウイルス感染症による申請期限延長申請

様式第7の3

第一種特例贈与認定中小企業者に係る認定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号

会社所在地

4. 確認申請書（様式第 20～20 の 6）に添付する書類

(1) 様式第 20 に添付する書類（資産の被害が大きい中小企業者の場合：規則第 13 条の 2 第 2 項第 1 号）

① 貸借対照表等

- i) 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了時点の資産の帳簿価額の総額を証する貸借対照表を提出してください。
- ii) 資産（特定資産を除きます。）が滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）した場合には、滅失をした資産の i) の時点の帳簿価額を証する書類（固定資産台帳等）を併せて提出してください。

② 資産が滅失等した旨を証する書類

i) り災証明書等の写し

資産（特定資産を除きます。）が滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）した場合には、その資産の所在地の市町村長等が発行するり災証明書等の写しを提出してください。

ii) その他の滅失等を証する書類

特段の事情により、り災証明書等を取得できない場合は、被災写真など被災状況を証するものを提出してください。

③ その他参考となる書類

上記のほか、必要に応じ、規則第 13 条の 2 第 1 項第 1 号の要件に充足していることを証するために参考となる書類を提出してください。

(2) 様式第 20 の 2 に添付する書類（従業員の多くが属する事業所が被災した中小企業者の場合：規則第 13 条の 2 第 2 項第 2 号）

① 従業員数証明書

災害が発生した日の前日における従業員数証明書（事業所を 2 以上有し、その事業所に被災事業所以外の事業所がある場合であって、かつ、被災事業所で使用していた常時使用する従業員数が当該従業員数証明書では明らかでない場合（一の事務所で社会保険等を一括管理している場合であって被災事業所とそれ以外の事業所の従業員が当該従業員数証明書では判別できない場合等）にあっては、被災事業所又はそれ以外の事業所における出勤簿や業務日誌など、被災事業所で使用していた従業員数を明らかにする書類も併せて提出してください。）

② 常時使用する従業員が災害が発生した日から 6 ヶ月間継続して本来の業務に従事することができなかったことを証する書類

上記期間における売上又は仕入の有無によって、本来の業務に従事することができなかったことを証することができる場合は、総勘定元帳、仕訳帳、売上帳又は仕入帳などの上記期間における売上・仕入がなかったことを証する書類を提出してください

ださい。また、出勤簿や業務日誌によって、本来の業務に従事することができなかったことを証することができる場合はそれらの書類を提出してください。

③ 事業所が滅失又は損壊したことを証する書類

i) り災証明書等の写し

滅失又は損壊した事業所の所在地の市町村長等が発行するり災証明書等の写しを提出してください。

ii) その他の損壊を証する書類

特段の事情により、り災証明書を取得できない場合にあっては、被災写真など被災状況を明らかにするものを提出してください。

④ その他参考となる書類

上記のほか、必要に応じ、規則第13条の2第1項第2号の要件に充足していることを証するために参考となる書類を提出してください。

(3) 様式第20の3~20の6に添付する書類(売上高が大幅に減少した中小企業者の場合:規則第13条の2第2項第3号~第6号)

※本マニュアルでは、「様式第20の6」により確認申請をする場合を前提に解説します。以下、セーフティネット保証4号の認定を受けている場合には①を、受けていない場合には②に掲げる書類を提出してください。

① 中小企業信用保険法第2条第5項第4号(セーフティネット保証4号)に該当することについて認定を受けている場合

イ 中小企業信用保険法第2条第5項第4号(セーフティネット保証4号)に該当することについて市区町村の認定を受けたことを証する書類(認定書)
当該認定書は写し(コピー)でも差し支えありません。

ロ 災害等発生日以後6月間の売上金額が減少したことを証する書類

i) 災害等発生日以後6月間の売上金額を証する書類
上記期間における総勘定元帳や売上帳を提出してください。

ii) 前年同期間の売上金額を証する書類

上記期間における総勘定元帳や売上帳を提出してください。

ハ その他参考となる書類

上記のほか、必要に応じ、規則第13条の2第1項第6号の要件に充足していることを証するために参考となる書類を提出してください。

② 中小企業信用保険法第2条第5項第4号(セーフティネット保証4号)に該当することについて認定を受けていない場合

(注) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を事由として申請をする場合は、

口及びハに掲げる書類は不要です。

イ 登記事項証明書

指定地域内に本店を有していたことを証する場合には、災害等の発生直前に
おける本店所在地が記載されている登記事項証明書を提出してください。なお、
災害等後に本店を移転した場合は、災害等の発生直前において指定地域内に本
店が所在していたことを証する履歴事項証明書を提出してください。

ロ 定款の写し

ハ 災害等発生日以後 1 月間の売上金額が減少したことを証する書類

i) 災害等発生日以後 1 月間の売上金額を証する書類

上記期間における総勘定元帳や売上帳を提出してください。

ii) 前年同期間の売上金額を証する書類

上記期間における総勘定元帳や売上帳を提出してください。

二 災害等発生日以後 6 月間の売上金額が減少したことを証する書類

i) 災害等発生日以後 6 月間の売上金額を証する書類

上記期間における総勘定元帳や売上帳を提出してください。

ii) 前年同期間の売上金額を証する書類

上記期間における総勘定元帳や売上帳を提出してください。

ホ その他参考となる書類

上記のほか、必要に応じ、規則第 13 条の 2 第 1 項第 6 号の要件に充足して
いることを証するために参考となる書類を提出してください。

5. 申請窓口

規則第 13 条の 2 第 1 項各号の確認の申請は、本社が所在する都道府県庁にて受け付けて
おります。お問合せ先等は、次頁を参照ください。

<各都道府県の窓口一覧>

令和5年11月現在

北海道	経済部地域経済局 中小企業課	011-206-0494	滋賀県	商工観光労働部 中小企業支援課	077-528-3732
青森県	商工労働部 地域産業課 創業支援グループ	017-734-9374	京都府	商工労働観光部 中小企業機会支援課	075-414-4836
岩手県	商工労働観光部 経営支援課	019-629-5544	大阪府	商工労働部 中小企業支援室 経営支援課	06-6210-9490
宮城県	経済商工観光部 中小企業支援室	022-211-2742	兵庫県	産業労働部 産業振興課	078-362-3313
秋田県	産業労働部 産業政策課	018-860-2215	奈良県	産業振興総合センター 創業・経営支援部 経営支援課	0742-33-0817
山形県	産業労働部 中小企業振興課	023-630-2354	和歌山県	商工観光労働部 商工労働政策局 商工振興課	073-441-2740
福島県	商工労働部 経営金融課	024-521-7288	鳥取県	商工労働部 企業支援課	0857-26-7453
茨城県	産業政策部 中小企業課	029-301-3560	島根県	商工労働部 中小企業課	0852-22-5288
栃木県	産業労働観光部 経営支援課	028-623-3173	岡山県	産業労働部 経営支援課	086-226-7353
群馬県	産業労働部 経営支援課 創業・経営革新係	027-226-3339	広島県	商工労働局 経営革新課	082-513-3370
埼玉県	産業労働部 産業支援課	048-830-3910	山口県	産業労働部 経営金融課	083-933-3180
千葉県	商工労働部 経営支援課	043-223-2712	徳島県	商工労働観光部 商工政策課	088-621-2322
東京都	産業労働局 商工部 経営支援課 事業承継税制担当	03-5320-4785	香川県	商工労働部 経営支援課	087-832-3343
神奈川県	産業労働局 中小企業部 中小企業支援課 (かねがわ中小企業成長支援ステーション)	046-235-5620	愛媛県	経済労働部 産業支援局 経営支援課	089-912-2480
新潟県	産業労働部 地域産業振興課 小規模企業支援班	025-280-5235	高知県	商工労働部 経営支援課	088-823-9697
富山県	商工労働部 経営支援課	076-444-3243	福岡県	商工部 中小企業振興課	092-643-3425
石川県	商工労働部 経営支援課	076-225-1522	佐賀県	産業労働部 産業政策課	0952-25-7182
山梨県	産業労働部 スタートアップ・経営支援課	055-223-1541	長崎県	産業労働部 経営支援課	095-895-2651
長野県	産業労働部 産業立地・経営支援課	026-235-7195	熊本県	【製造業以外】商工観光労働部 商工労働局 商工振興金融課	096-333-2314
岐阜県	商工労働部 産業イノベーション推進課	058-272-8389		【製造業】商工観光労働部 新産業振興局 産業支援課	096-333-2321
静岡県	経済産業部 商工業局 経営支援課	054-221-2807	大分県	商工観光労働部 経営創造・金融課	097-506-3226
愛知県	経済産業局 中小企業部 中小企業金融課	052-954-6332	宮崎県	商工観光労働部 商工政策課 経営金融支援室	0985-26-7097
三重県	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課	059-224-2447	鹿児島県	商工労働水産部 中小企業支援課	099-286-2944
福井県	【建設業、商業、サービス業等】 産業労働部 経営改革課	0776-20-0367	沖縄県	商工労働部 中小企業支援課	098-866-2343
	【製造業等】 産業労働部 産業技術課	0776-20-0370			

6. 確認の通知（規則第13条の2第4項）

都道府県知事は、規則13条の2第1項各号のいずれかに該当することについて確認をしたときは、申請者に対して確認書（様式第20の7）を交付します。

（注）当該「確認申請書」の写し及び「確認書」の写しは、税務署長への届出書に添付することとされています。なお、税務署長への届出期限は、原則として災害等発生日から10月を経過する日までとされています。

7. 確認の取消し（規則第13条の2第5項、第6項）

偽り等の不正手段により確認を受けたことが判明したときは、確認は取り消されます。

第4節 都道府県知事の認定の特例等（規則第13条の3）

1. 認定の特例について

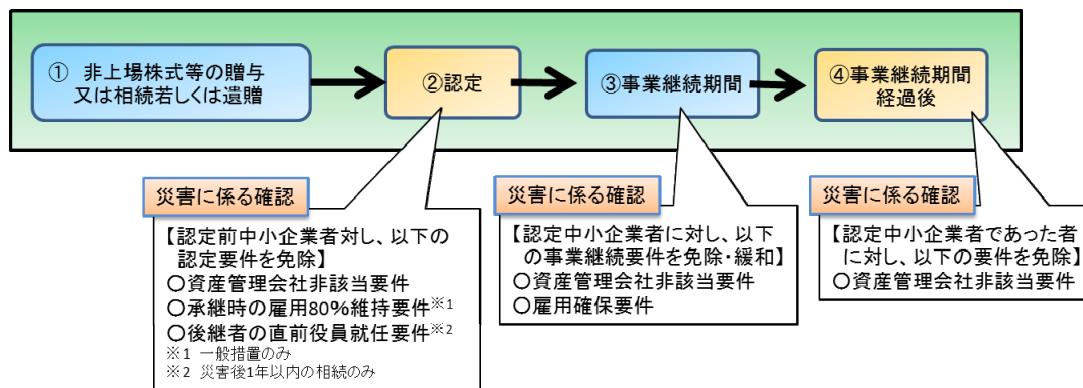
災害等特別中小企業者又第二種災害等特例中小企業者は、災害等により被害を受けたことについて、都道府県知事の確認を受けた場合は、雇用維持要件や資産管理会社非該当要件などについて、事業継続要件又は認定要件に係る特例を受けることができます。

また、認定を受けようとする中小企業者が認定を取得した後は、認定中小企業者と同様の措置があります。

以下の解説では、「2. 特定贈与認定中小企業者に対する特例等」において災害等特別中小企業者のうち、特定贈与認定中小企業者の事業継続要件の災害特例等について説明しており、「3. 特定相続認定中小企業者に対する特例等」において特定相続認定中小企業者の事業継続要件の災害特例等について、「4. 認定を受けようとする中小企業者に対する認定要件の特例」において認定を受けようとする中小企業者に対する認定要件の災害特例について、「5. 経営承継贈与者の相続が開始した場合（切替確認）の特例」において経営承継贈与者の相続が開始した場合の都道府県知事の確認（規則13条第1項）の災害特例について説明しております。

また、「6. 特定特例贈与認定中小企業者に対する特例等」において特定特例贈与認定中小企業者の事業継続要件の災害特例等について、「7. 特定特例相続認定中小企業者に対する特例等」において特定特例相続認定中小企業者の事業継続要件の災害特例等について説明しております。

（参考）円滑化法第12条第1項の認定の流れの中における災害特例の位置づけ



2. 特定贈与認定中小企業者に対する特例等（規則第13条の3第1～4項）

（1）事業継続要件の特例

① 資産の被害が大きい中小企業者に対する特例（規則第13条の3第1項第1号）

- 一 前条第一項の確認（同項第一号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が災害が発生した日以後に第九条第二項第三号、第十二号又は第十三号に規定する事実に該当することとなった場合（同項第十二号及び第十三号については、第一種特別贈与認定中小企業者に限る。）であっても、当該特定贈与認定中小企業者は、これらの事実に該当しないものとみなす。

規則第13条の2第1項の確認（第1号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者は、災害発生日以後の事業継続期間（贈与税の申告期限の翌日から5年間）中、雇用維持要件（規則第9条第2項第3号）及び資産管理会社非該当要件（規則第9条第2項第12号及び第13号）が免除されます。

（参考）規則第9条第2項

- 2 都道府県知事は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「第一種特別贈与認定中小企業者」という。）が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一～二 （略）

- 三 第一種贈与雇用判定期間（当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいう。以下この号並びに第十三条の三第一項及び第二項において同じ。）の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間（当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内に当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者又は第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合（第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合にあっては、当該相続の開始日の翌日から八月を経過する日までに第十三条第二項に規定する申請書を都道府県知事に提出し、かつ、同条第一項の確認を受けた場合を除く。）における当該贈与税申告期限の翌日から当該相続の開始日の前日までの期間をいう。以下この号及び第十三条の三第一項において同じ。）の末日において、当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種贈与報告基準日（第十二条第一項の第一種贈与報告基準日をいう。以下この号において同じ。）におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端

数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。) を下回る数となったこと。

四～十一 (略)

十二 当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社（第六条第二項第一号及び第二号のいずれにも該当する特別子会社であって、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものの株式又は持分を特定資産から除いた場合であっても、資産保有型会社に該当する会社に限り、同項第一号及び第二号のいずれにも該当する会社であって、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものを除く。以下同じ。）に該当したこと。

十三 第一種贈与認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社（第六条第二項第一号及び第二号のいずれにも該当する特別子会社であって、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものの株式又は持分を特定資産から除いた場合であっても、資産運用型会社に該当する会社に限り、同項第一号及び第二号のいずれにも該当する会社であって、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものを除く。以下同じ。）に該当したこと。

十四～二十三 (略)

② 従業員の多くが属する事業所が被災した中小企業者に対する特例（規則第13条の3第1項第2号）

二 前条第一項の確認（同項第二号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が災害が発生した日以後に第九条第二項第十二号若しくは第十三号に規定する事実に該当することとなった場合（第一種特別贈与認定中小企業者に限る。）又は当該特定贈与認定中小企業者の第一種贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日若しくは第一種臨時贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日において、当該第一種贈与雇用判定期間内若しくは当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特定贈与認定中小企業者の第一種贈与報告基準日における被災事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該第一種贈与雇用判定期間内若しくは当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数が、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。以下この号において同じ。）を下回る数となったことにより当該特定贈与認定中小企業者が第九条第

二項第三号に規定する事実に該当することとなった場合（当該特定贈与認定中小企業者の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあっては、当該第一種贈与雇用判定期間の末日又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間の末日において、当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特定贈与認定中小企業者の当該第一種贈与報告基準日における当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時における当該事業所の常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数を下回らない数である場合に限る。）であっても、当該特定贈与認定中小企業者は、これらの事実に該当しないものとみなす。

規則第13条の2第1項の確認（第2号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者は、災害発生日以後の事業継続期間（贈与税の申告期限の翌日から5年間）中、資産管理会社非該当要件（規則第9条第2項第12号及び第13号）が免除されます。

また、雇用維持要件（規則第9条第2項第3号）については、雇用判定期間の末日において、災害発生日以後に存する贈与報告基準日における被災事業所の常時使用する従業員数の合計を災害発生日以後に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数が、贈与時における常時使用する従業員数の8割を満たせなかったことにより、当該特定贈与認定中小企業者が全体として雇用維持要件を満たせなかった場合は免除されます。

ただし、被災事業所以外の事業所の災害発生日以後に存する贈与報告基準日における常時使用する従業員数の合計を災害発生日以後に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数が、贈与時における当該事業所の常時使用する従業員数の8割を満たしていない場合は、この特例の適用はありません。

従って、当該確認を受けた特定贈与認定中小企業者が全体として雇用維持要件（規則第9条第2項第3号）を満たしていない場合にあっては、規則第12条第1項に規定する年次報告事項の1つである常時使用する従業員数の報告の際に、当該被災事業所以外の事業所が上記雇用8割を満たしているか否かもチェックを受ける必要があります。

③ 売上高が大幅に減少した中小企業者に対する災害特例

（イ） 雇用維持要件の緩和又は免除（規則第13条の3第1項第3号）

三 前条第一項の確認（同項第三号から第六号までに係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が、災害等が発生した日以後に第九条第二項第三号に規定する事実に該当することとなった場合であっても、各売上事業年度（第一種贈与報告基準事業年度のうち、災害等が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）における売上割合（当該特定贈与認定中小企業者の災害等直前事業年度（災害等が発生した日の属する事業年度の直前

の事業年度をいう。以下この号において同じ。) における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該災害等直前事業年度の月数で除して計算した金額に対する当該特定贈与認定中小企業者の当該売上事業年度における売上金額の割合をいう。以下次号及び次項において同じ。) の合計を第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までに終了する各売上事業年度の数で除して計算した割合 (最初の売上事業年度終了の日が第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、前条第一項第三号の確認を受けた場合にあっては同号口に規定する割合、同項第四号の確認を受けた場合にあっては同号ハに規定する割合、同項第五号の確認を受けた場合にあっては同号口に規定する割合又は同項第六号の確認を受けた場合にあっては同号口に規定する割合。以下この号において「売上割合の平均値」という。) の次に掲げる場合の区分に応じた各雇用基準日 (当該売上事業年度の翌事業年度中にある第一種贈与報告基準日をいう。以下この号及び次項において同じ。) における雇用割合 (当該特定贈与認定中小企業者の法第十二条第一項の認定 (第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。) に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に対する当該特定贈与認定中小企業者の当該雇用基準日における常時使用する従業員の数の割合をいう。以下次号及び次項において同じ。) の合計を第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までに終了する当該売上事業年度に係る雇用基準日の数で除して計算した割合 (最初の売上事業年度終了の日が第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、当該認定に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に対する第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日における常時使用する従業員の数の割合。) が次に定める割合以上であるときは限り、当該特定贈与認定中小企業者は、第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日において、当該事実に該当しないものとみなす。

- イ 売上割合の平均値が百分の百以上の場合 百分の八十
- ロ 売上割合の平均値が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の四十
- ハ 売上割合の平均値が百分の七十未満の場合 零

規則第13条の2第1項の確認 (第3号から第6号に係るものに限る。) を受けた特定贈与認定中小企業者は、売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日 (雇用基準日) における雇用割合の平均値が、図表2に示す「売上割合の平均値に応じた雇用割合」以上であるときは、雇用維持要件 (規則第9条第2項第3号) が免除又は緩和されます。

本号に規定する主な用語の定義は以下のとおりです。

① 災害等直前事業年度

災害等直前事業年度とは、災害等が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいいます。

② 売上事業年度

売上事業年度とは、規則第12条第1項第6号に規定する第一種贈与報告基準事業年度¹のうち、災害等が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除いた各事業年度をいいます。

③ 雇用基準日

各売上事業年度の翌事業年度中にある第一種贈与報告基準日をいいます。

④ 売上割合

災害等直前事業年度における売上金額に対する各売上事業年度における売上金額の割合をいいます。

売上事業年度の売上高	= 売上割合
災害等直前事業年度の売上高	

⑤ 売上割合の平均値

第一種贈与雇用判定期間の末日までに終了する各売上事業年度における売上割合の合計を第一種贈与雇用判定期間の末日までに終了する売上事業年度の数で除して計算した割合（最初の売上事業年度終了の日が、第一種贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、規則第13条の2第1項第3号の確認を受けた場合にあっては同号口に規定する割合、同項第4号の確認を受けた場合にあっては同号ハに規定する割合、同項第5号の確認を受けた場合にあっては同号口に規定する割合又は同項第6号の確認を受けた場合にあっては同号口に規定する割合。）をいいます。

⑥ 雇用割合

「贈与の時における常時使用する従業員の数」に対する「売上事業年度の翌事業年度中にある第一種贈与報告基準日（雇用基準日）における常時使用する従業員の数」の割合をいいます。

売上事業年度の翌事業年度中にある第一種贈与報告基準日（雇用基準日）における常時使用する従業員の数	= 雇用割合
贈与の時における常時使用する従業員の数	

なお、上記で算定した雇用割合の合計を「第一種贈与雇用判定期間の末日までに終了する売上事業年度に係る雇用基準日の数」で除して計算した割合（最初の売上事業年度終了の日が第一種贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、贈与の時における常時使用する従業員の数に対する第一種贈与雇用判定期間の末日における

¹ 規則第12条第1項第6号に規定する贈与報告基準年度とは、贈与報告基準日の属する年の前年の贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいいます。

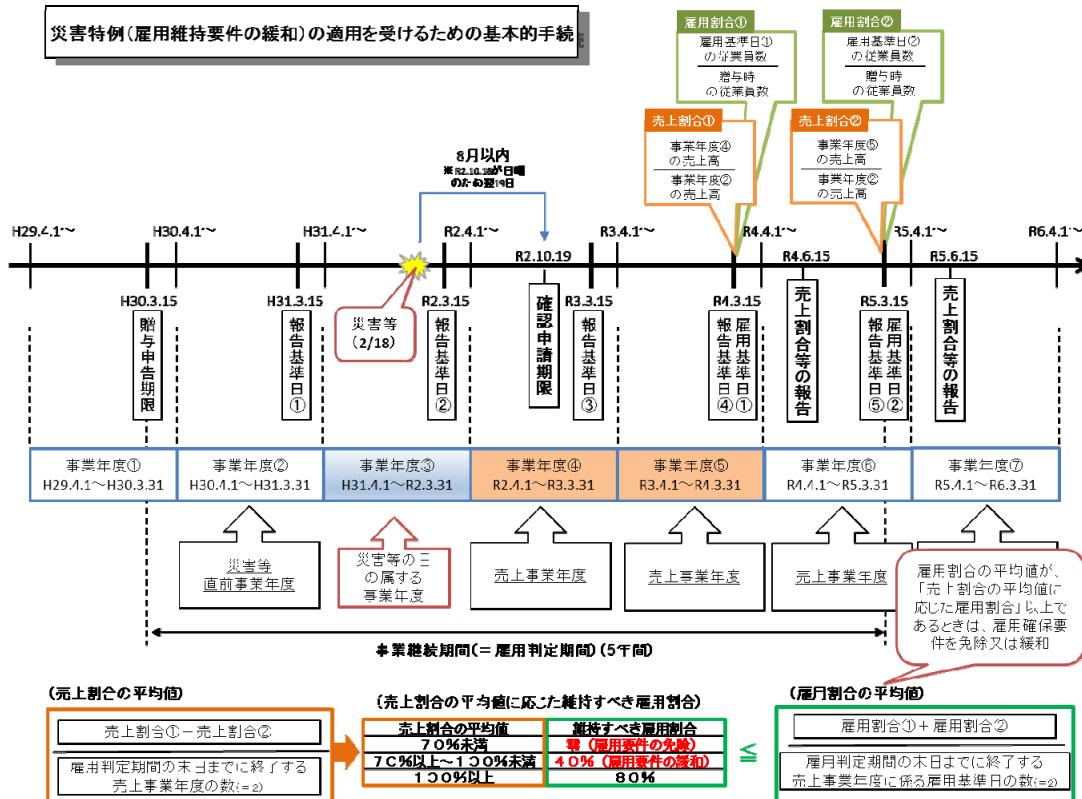
常時使用する従業員の数の割合。以下「雇用割合の平均値」といいます。) が、図表 2 に示す「売上割合の平均値に応じた雇用割合の平均値」以上であるときは、雇用維持要件（規則第 9 条第 2 項第 3 号）が免除又は緩和されます。

図表 2 売上割合の平均値及び雇用割合の平均値

売上割合の平均値	雇用割合の平均値
70 %未満	零（雇用要件の免除）
70 %以上～100 %未満	40 %（雇用要件の緩和）
100 %以上	80 %

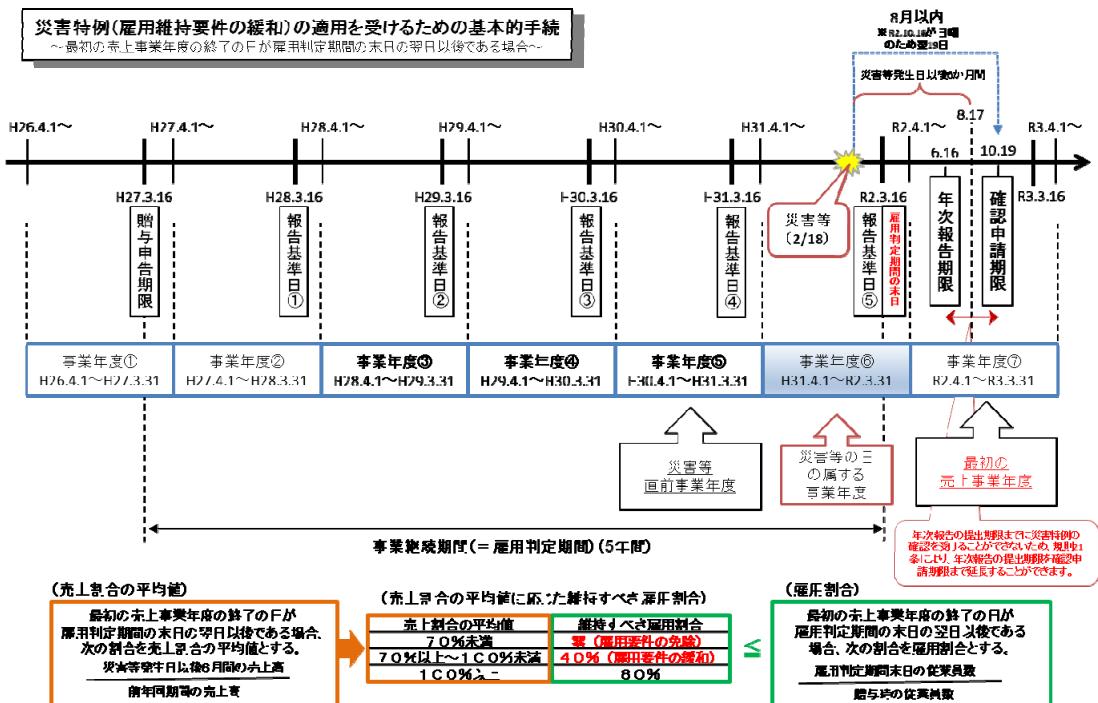
参考までに、災害特例（雇用維持要件の緩和）の適用を受けるための基本的手続の流れ（イメージ）は、以下のとおりとなります。

図表 3-1 災害特例（雇用維持要件の緩和）の適用を受けるための基本的手続



また、最初の売上事業年度の終了の日が雇用判定期間の末日の翌日以後である場合における災害特例（雇用維持要件の緩和）の適用を受けるための基本的手続の流れ（イメージ）は、以下のとおりとなります。

図表 3-2 最初の売上事業年度の終了の日が雇用判定期間の末日の翌日以後である場合



(口) 資産管理会社非該当要件の免除（規則第 13 条の 3 第 1 項第 4 号）

四 前条第一項の確認（同項第五号及び第六号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が、災害等が発生した日以後に第九条第二項第十二号又は第十三号に規定する事実に該当することとなった場合（第一種特別贈与認定中小企業者に限る。）であっても、売上割合の次に掲げる場合の区分に応じた雇用割合が次に定める割合以上であるとき限り、当該特定贈与認定中小企業者は、雇用基準日の直前の第一種贈与報告基準日（当該雇用基準日が、災害等が発生した日以後最初に到来する雇用基準日である場合にあっては、災害等が発生した日。次項において同じ。）の翌日から売上割合が災害等の発生後最初に百分の百以上となった売上事業年度にある雇用基準日までの期間は、これらの事実に該当しないものとみなす。

- イ 売上割合が百分の百以上の場合 百分の八十
- ロ 売上割合が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の四十
- ハ 売上割合が百分の七十未満の場合 零

規則第 13 条の 2 第 1 項の確認（第 5 号及び 6 号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者は、図表 4 に示す売上割合に応じた雇用割合を確保しているときは、雇用基準日の直前の第一種贈与報告基準日（当該雇用基準日が、災害等が発生した日以後最初に到来する雇用基準日である場合にあっては、災害等が発生した日。）の翌日から売上割合が、災害等の発生後最初に 100 分の 100 以上となった売上事業年度にある雇用基

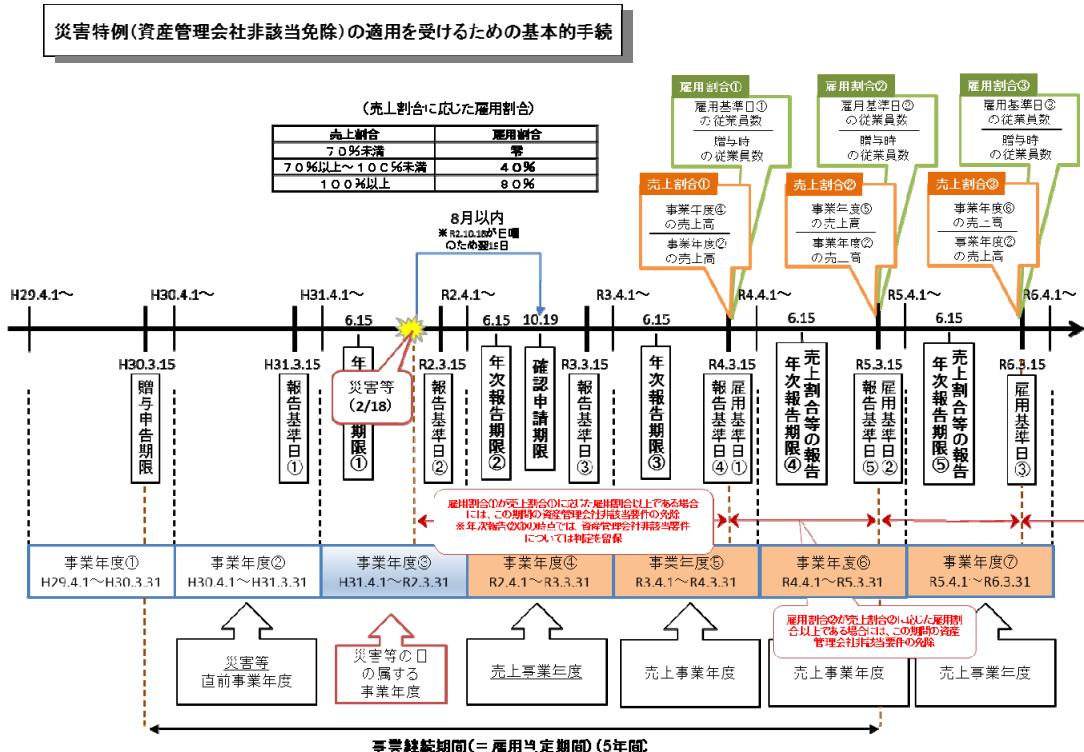
準日までの期間は、資産管理会社非該当要件（規則第9条第2項第12号及び第13号）が免除されます。

図表4 売上割合及び雇用割合

売上割合	雇用割合
70%未満	零
70%以上～100%未満	40%
100%以上	80%

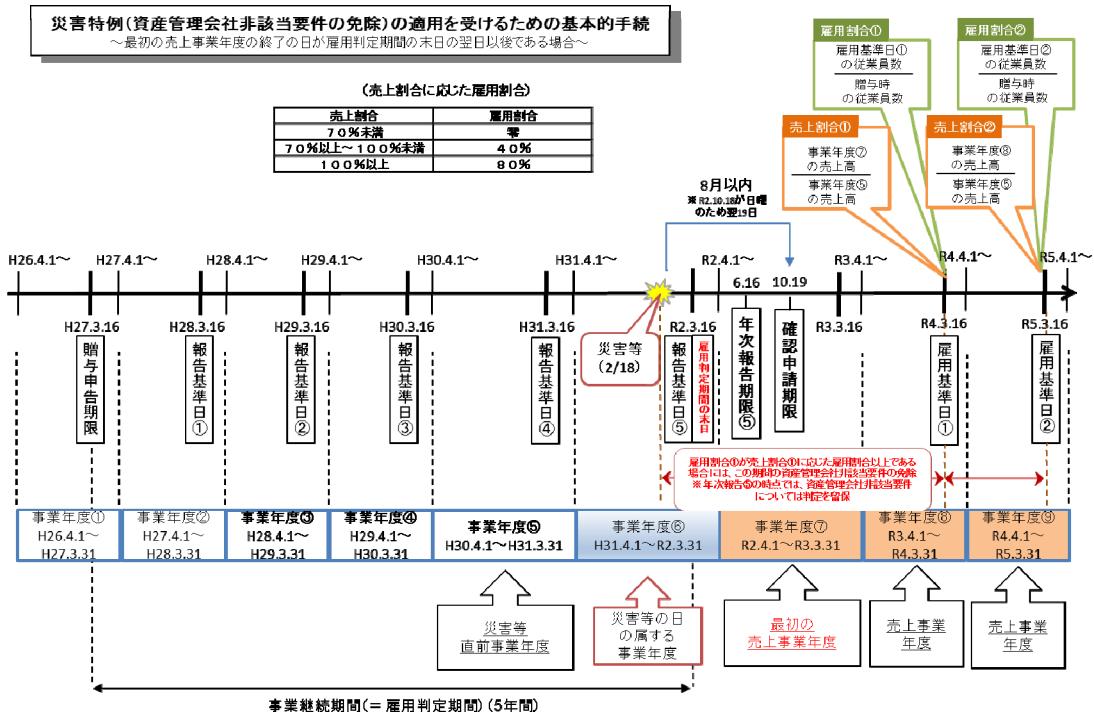
参考までに、災害特例（資産管理会社非該当要件の免除）の適用を受けるための基本的手続の流れ（イメージ）は、以下のとおりとなります。

図表5-1 災害特例（資産管理会社非該当要件免除）の適用を受けるための基本的手続



また、最初の売上事業年度の終了の日が雇用判定期間の末日の翌日以後である場合における災害特例（資産管理会社非該当要件の免除）の適用を受けるための基本的手続の流れ（イメージ）は、以下のとおりとなります。

図表 5-2 災害特例（資産管理会社非該当要件免除）の適用を受けるための基本的手続



なお、売上高が大幅に減少した中小企業者に対する特例（規則第 13 条の 3 第 1 項第 3 号、第 4 号）の適用には、規則第 13 条の 2 第 1 項（第 3 号から第 6 号に係るものに限る。）の確認が要件となっており、当該確認を受けた特定贈与認定中小企業者は、売上割合及び雇用割合について、都道府県知事に定期的に報告しなければなりません（規則第 13 条の 3 第 2 項）。

報告手続の詳細については、次の本節 2. 「(2) 売上割合及び雇用割合に係る報告」を参照ください。

(2) 売上割合及び雇用割合に係る報告（規則第 13 条の 3 第 2 項）

2 前条第一項の確認（同項第三号から第六号までに係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者は、売上事業年度に係る雇用基準日の翌日から三月を経過する日（雇用基準日が第一種贈与雇用判定期間終了後である場合は第一種贈与雇用判定期間の末日の翌日以後三年ごとに区分した各期間の末日から二月を経過する日）までに、売上割合及び雇用割合を、様式第二十の十による報告書に次に掲げる書類（当該売上割合及び当該雇用割合を計算するために必要なものに限る。）を添付して、都道府県知事に報告しなければならない。

- 一 売上事業年度における損益計算書
- 二 当該雇用基準日における当該特定贈与認定中小企業者の従業員数証明書
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該報告の参考となる書類

規則第13条の2第1項（第3号から第6号に係るものに限る。）の確認を受けた特定贈与認定中小企業者は、売上事業年度に係る雇用基準日の翌日から3月以内（雇用基準日が第一種贈与雇用判定期間終了後である場合は第一種贈与雇用判定期間の末日の翌日以後3年ごとに区分した各期間の末日から2月以内）に、「様式第20の10」による報告書に一定の書類を添付して、一定の期間、都道府県知事に報告しなければなりません。

（注） 事業承継税制においては、売上割合が災害等の発生前の水準に回復した場合を除き、売上割合に応じた雇用割合の確保を要件として、災害等発生日の直前の報告基準日等から10年を経過する日まで資産管理会社非該当要件の緩和を受けることができるため、同日までの報告基準日等につき上記の都道府県知事への報告が必要となります。

なお、上記の都道府県知事への報告書の写しは、税務署長への届出書に添付することとされています。税務署長への届出期限は、売上事業年度に係る雇用基準日の翌日から5月以内（雇用基準日が第一種贈与雇用判定期間終了後である場合は第一種贈与雇用判定期間の末日の翌日以後3年ごとに区分した各期間の末日から3月以内）となります。

① 報告期限

売上割合及び雇用割合は、事業継続期間中において、売上事業年度の翌事業年度中にある雇用基準日の翌日から3月以内（雇用基準日が第一種贈与雇用判定期間終了後である場合は第一種贈与雇用判定期間の末日の翌日以後3年ごとに区分した各期間の末日から2月以内）に都道府県知事に報告する必要があります。

なお、贈与報告基準日が雇用基準日に該当しない場合（当該贈与報告基準日の直前事業年度が売上事業年度にあたらない場合）は、本報告を行う必要がありません。

② 報告書（申請様式）

報告書は、「様式第20の10」を使用してください。

様式第20の10

売上割合及び雇用割合に係る報告書

年　月　日

都道府県知事 殿

郵便番号

会社所在地

会社名

電話番号

代表者の氏名

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の3第2項（当該規定が準用される場合を含む。）の規定により、下記の事項を報告します。

記

1 特定認定中小企業者等について

災害等特 例中小企 業者等の 種別	<input type="checkbox"/> 第一種特定贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特定贈与認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特定相続認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特定相続認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特定特例贈与認定中小企業 者	<input type="checkbox"/> 第二種特定特例贈与認定中小企業 者
	<input type="checkbox"/> 第一種特定特例相続認定中小企業 者	<input type="checkbox"/> 第二種特定特例相続認定中小企業 者
	<input type="checkbox"/> 第一種贈与認定個人事業者であつ た者	<input type="checkbox"/> 第二種贈与認定個人事業者であつ た者
	<input type="checkbox"/> 第一種相続認定個人事業者であつ た者	<input type="checkbox"/> 第二種相続認定個人事業者であつ た者
認定年月日及び番号	年　月　日（　　号）	
雇用基準日	年　月　日	
事業年度の期間	月　日　から　月　日まで	

2 売上割合

イ 災害等直前事業年度における売上金額	(1)
	円
ロ 災害等直前事業年度の事業年度の月数	(2)
	月
ハ 売上事業年度における売上金額	(3)
	円
ニ 売上事業年度の事業年度の月数	(4)
	月
売上割合	(5) = (3) / ((1) × (4)) ÷ (2))
	%

3 売上割合の平均

	報告した回数	(イ)	回	
各売上事業年度における売上割合	回 目	(ロ)	%	
	回 目	(ハ)	%	
	回 目	(ニ)	%	
	回 目	(ホ)	%	
	回 目	(ヘ)	%	
平 均 売 上 割 合		(ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ)+(ヘ))/(イ)		%

4 雇用割合

贈与の時（相続の開始の時）における常時使用する従業員の数	(1)	人
雇用基準日における常時使用する従業員の数	(2)=(a)+(b)+(c)-(d)	人
厚生年金保険の被保険者の数	(a)	人
厚生年金保険の被保険者ではなく健康保険の被保険者である従業員の数	(b)	人
厚生年金保険・健康保険のいずれの被保険者でもない従業員の数	(c)	人
役員（使用人兼務役員を除く。）の数	(d)	人
雇 用 割 合	(3)=(2)／(1)	

5 雇用割合の平均

	報告した回数	(イ)	回	
各売上事業年度における雇用割合	回 目	(ロ)	%	
	回 目	(ハ)	%	
	回 目	(ニ)	%	
	回 目	(ホ)	%	
	回 目	(ヘ)	%	
平 均 雇 用 割 合		(ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ)+(ヘ))/(イ)		%

(備考)

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
- ② 削除
- ③ 本様式における第一種特定贈与（相続）認定中小企業者に係る規定は第二種特定贈与（相続）認定中小企業者、第一種特定特例贈与（相続）認定中小企業者又は第二種特定特例贈与（相続）認定中小企業者について準用する。
- ④ 施行規則第 13 条の 2 第 2 項各号に掲げる書類（当該確認に係る事由のうち当該災害等特例中小企業者に生じているものを証するために必要なものに限る。）を添付する。
- ⑤ 本報告は、贈与雇用判定期間内又は相続雇用判定期間内に雇用基準日がある場合には、売上事業年度に係る雇用基準日の翌日から 3 月を経過する日までに報告する。
- ⑥ 贈与雇用判定期間の末日又は相続雇用判定期間の末日の翌日以降に雇用基準日がある場合には、贈与雇用判定期間の末日の相続雇用判定期間の末日の翌日から 3 年ごとに区分した各期間の末日から 2 月を経過する日までに報告する。

(記載要領)

- ① 単位が「%」の欄は小数点第 2 位以下を切り捨てる。
- ② 「1 特定認定中小企業者について」の「事業年度の期間」については、1 年間に 2 期以上の事業年度を持つ場合には、同様の欄を追加して記載する。
- ③ 「2 売上割合」の「災害等直前事業年度における売上金額」については、1 年間に 2 期以上の事業年度を持つ場合には、同様の欄を追加して記載する。
- ④ 「2 売上割合」の「売上事業年度における売上金額」については、特定認定中小企業者について、1 年間に 2 期以上の事業年度を持つ場合には、同様の欄を追加して記載する。
- ⑤ 「3 売上割合の平均」の「各売上事業年度における売上割合」については、「1 特定認定中小企業者について」で報告した売上事業年度を含むものとし、記載すべき売上事業期間が 5 年を超える場合には、同様の欄を追加して記載する。
- ⑥ 「5 雇用割合の平均」の「各売上事業年度における雇用割合」については、「1 特定認定中小企業者について」で報告した売上事業年度を含むものとし、記載すべき売上事業期間が 5 年を超える場合には、同様の欄を追加して記載する。

③ 添付書類

イ 損益計算書

災害等直前事業年度及び売上事業年度における損益計算書を提出してください。

ただし、災害等直前事業年度の損益計算書は初回報告時の提出で足り、2回目以降の報告では提出の必要はありません。

ロ 従業員数証明書

雇用基準日における当該特定贈与認定中小企業者の従業員数証明書を提出してください。

ハ その他参考となる書類

上記のほか、必要に応じ、当該報告の参考となる書類を提出してください。

(3) 合併・株式交換等があった場合の特例（規則第13条の3第3項）

3 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十条及び第十一条の規定の適用については、第十条第一項及び第十二条第一項中「次に掲げる」とあるのは「次（第五号に掲げる事由を除く。）に掲げる」と、「風俗営業会社又は資産保有型会社」とあるのは「又は風俗営業会社」とする。ただし、当該特定贈与認定中小企業者が、前条第一項の確認（同項第五号又は第六号に係るものに限る。）を受けていた場合であって第一項第四号の規定の適用がないときは、この限りでない。

規則第13条の2第1項の確認を受けた特定贈与認定中小企業者は、吸収合併、新設合併、株式交換又は株式移転があった場合は、当該特定贈与認定中小企業者が認定を承継するための要件のうち、資産管理会社非該当要件（規則第10条第1項第4号の一部若しくは第5号又は規則第11条第1項第4号の一部若しくは第5号）については免除されます。

(4) 年次報告時における提出書類の追加（規則第13条の3第4項※一部加工）

4 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十二条の適用については、同条第二項中「一通」とあるのは、「一通、第十三条の二第四項の確認書の写し」とする。

規則第13条の2第1項の確認を受けた特定贈与認定中小企業者は、規則第12条の各種報告時において、規則第13条の2第1項の確認書の写しも併せて提出する必要があります。

3. 特定相続認定中小企業者に対する特例等（規則第13条の3第5項）

5 前各項の規定は、前条第一項の確認を受けた特定相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「第九条第二項」とあるのは「第九条第三項」と、「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第一種特別相続認定中小企業者」と、「第一種贈与雇用判定期間」とあるのは「第一種相続雇用判定期間」と、「若しくは第一種臨時贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日において」とあるのは「において」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第一種相続報告基準日」と、「若しくは当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第八号」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間の末日において」とあるのは「において」と、「又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「第一種贈与報告基準事業年度」とあるのは「第一種相続報告基準事業年度」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までに」とあるのは「までに」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日」とあるのは「の翌日」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日における」とあるのは「における」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日において」とあるのは「において」と、第二項中「第一種贈与雇用判定期間」とあるのは「第一種相続雇用判定期間」と、第三項中「第十条第一項及び第十二条第一項」とあるのは「第十条第二項及び第十三条第二項」と、第四項中「同条第二項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

特定相続認定中小企業者に対する災害特例については、規則第13条の3第5項の規定により、同条第1項から第4項までの特定贈与認定中小企業者に係る認定の特例等を読み替えて適用することとなっており、特定贈与認定中小企業者と同様の措置及び報告義務等の適用があります。

規則第13条の3第1項から第4項までにおける読み替後の規定及びその解説は以下のとおりです。

（1）事業継続要件の特例（規則第13条の3第5項により読み替後の同条第1項）

① 資産の被害が大きい中小企業者に対する特例＜読み替後の1号＞

読み替後	読み替前
第十三条の三 特定相続認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第九条第三項第三号、第十二号及び第十三号の規定の適用については、次に定めるところによる。	第十三条の三 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第九条第二項第三号、第十二号及び第十三号の規定の適用については、次に定めるところによる。

<p>一 前条第一項の確認（同項第一号に係るものに限る。）を受けた特定相続認定中小企業者が災害が発生した日以後に第九条第三項第三号、第十二号又は第十三号に規定する事実に該当することとなった場合（同項第十二号及び第十三号については、第一種特別相続認定中小企業者に限る。）であっても、当該特定相続認定中小企業者は、これらの事実に該当しないものとみなす。</p>	<p>一 前条第一項の確認（同項第一号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が災害が発生した日以後に第九条第二項第三号、第十二号又は第十三号に規定する事実に該当することとなった場合（同項第十二号及び第十三号については、第一種特別贈与認定中小企業者に限る。）であっても、当該特定贈与認定中小企業者は、これらの事実に該当しないものとみなす。</p>
--	--

規則第13条の2第1項の確認（第1号に係るものに限る。）を受けた特定相続認定中小企業者は、災害が発生した日以後における事業継続期間（相続税の申告期限の翌日から5年間）中において、雇用維持要件（規則第9条第3項第3号）及び資産管理会社非該当要件（規則第9条第3項第12号及び第13号）が免除されます。

（参考）規則第9条第3項

3 都道府県知事は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「第一種特別相続認定中小企業者」という。）が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。一～二 （略）

三 第一種相続雇用判定期間（当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続人の相続税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいう。以下の号及び第十三条の三第五項において同じ。）の末日において、当該第一種相続雇用判定期間内に存する当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種相続報告基準日（第十二条第三項の第一種相続報告基準日をいう。以下この号において同じ。）におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該第一種相続雇用判定期間内に存する当該第一種相続報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る相続の開始の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該相続の開始の時における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。）を下回る数となったこと。

四～十一 （略）

十二 当該第一種特別相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当したこと。

十三 第一種相続認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該第一種特別相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当したこと。

十四～二十一 （略）

② 従業員の多くが属する事業所が被災した中小企業者に対する特例＜読替後の2号＞

読 替 後	読 替 前
<p>二 前条第一項の確認（同項第二号に係るものに限る。）を受けた特定相続認定中小企業者が災害が発生した日以後に第九条第三項第十二号若しくは第十三号に規定する事実に該当することとなった場合（第一種特別相続認定中小企業者に限る。）又は当該特定相続認定中小企業者の第一種相続雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日において、当該第一種相続雇用判定期間内に存する当該特定相続認定中小企業者の第一種相続報告基準日における被災事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該第一種相続雇用判定期間内に存する当該第一種相続報告基準日の数で除して計算した数が、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）に係る相続の開始の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該相続の開始の時における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。以下この号において同じ。）を下回る数となつことにより当該特定相続認定中小企業者が第九条第三項第三号に規定する事実に該当することとなった場合（当該特定相続認定中小企業者の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあっては、当該第一種相続雇用判定期間の末日において、当該第一種相続雇用判定期間内に存する当</p>	<p>二 前条第一項の確認（同項第二号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が災害が発生した日以後に第九条第二項第十二号若しくは第十三号に規定する事実に該当することとなった場合（第一種特別贈与認定中小企業者に限る。）又は当該特定贈与認定中小企業者の第一種贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日若しくは第一種臨時贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日において、当該第一種贈与雇用判定期間内若しくは当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特定贈与認定中小企業者の第一種贈与報告基準日における被災事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該第一種贈与雇用判定期間内若しくは当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数が、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。以下この号において同じ。）を下回る数となつことにより当該特定贈与認定中小企業者が第九条第二項第三号に規定する事実に該当するこ</p>

<p>該特定相続認定中小企業者の当該第一種相続報告基準日における当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該第一種相続雇用判定期間内に存する当該第一種相続報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る相続の開始の時ににおける当該事業所の常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数を下回らない数である場合に限る。）であっても、当該特定相続認定中小企業者は、これらの事実に該当しないものとみなす。</p>	<p>ととなった場合（当該特定贈与認定中小企業者の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあっては、当該第一種贈与雇用判定期間の末日又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間の末日において、当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特定贈与認定中小企業者の当該第一種贈与報告基準日における当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時ににおける当該事業所の常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数を下回らない数である場合に限る。）であっても、当該特定贈与認定中小企業者は、これらの事実に該当しないものとみなす。</p>
--	--

規則第13条の2第1項の確認（第2号に係るものに限る。）を受けた特定相続認定中小企業者は、災害発生日以後の事業継続期間（相続税の申告期限の翌日から5年間）中、資産管理会社非該当要件（規則第9条第3項第12号及び第13号）が免除されます。

また、雇用維持要件（規則第9条第3項第3号）については、雇用判定期間の末日ににおいて、災害発生日以後に存する相続報告基準日における被災事業所の常時使用する従業員数の合計を災害発生日以後に存する相続報告基準日の数で除して計算した数が、相続開始の時における常時使用する従業員数の8割を満たせなかつことにより、当該特定相続認定中小企業者が全体として雇用維持要件を満たせなかつ場合は免除されます。

ただし、被災事業所以外の事業所の災害発生日以後に存する相続報告基準日における常時使用する従業員数の合計を災害発生日以後に存する相続報告基準日の数で除して計算した数が、相続開始の時における当該事業所の常時使用する従業員数の8割を満たしていない場合は、この特例の適用はありません。

従って、当該確認を受けた特定相続認定中小企業者が全体として雇用維持要件（規則第9条第3項第3号）を満たしていない場合にあっては、規則第12条第1項に規定する年次報告事項の1つである常時使用する従業員数の報告の際に、当該被災事業所以外の事業所が上記雇用8割を満たしているか否かもチェックを受ける必要があります。

③ 売上高が大幅に減少した中小企業者に対する災害特例

(イ) 雇用維持要件の緩和又は免除<読替後の3号>

読 替 後	読 替 前
<p>三 前条第一項の確認（同項第三号から第六号までに係るものに限る。）を受けた特定相続認定中小企業者が、災害等が発生した日以後に第九条第三項第三号に規定する事実に該当することとなった場合であっても、各売上事業年度（第一種相続報告基準事業年度のうち、災害等が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）における売上割合（当該特定相続認定中小企業者の災害等直前事業年度（災害等が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該災害等直前事業年度の月数で除して計算した金額に対する当該特定相続認定中小企業者の当該売上事業年度における売上金額の割合をいう。以下次号及び次項において同じ。）の合計を第一種相続雇用判定期間の末日までに終了する各売上事業年度の数で除して計算した割合（最初の売上事業年度終了の日が第一種相続雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、前条第一項第三号の確認を受けた場合にあっては同号口に規定する割合、同項第四号の確認を受けた場合にあっては同号ハに規定する割合、同項第五号の確認を受けた場合にあっては同号口に規定する割合又は同項第六号の確認を受けた場合にあっては同号口に規定する割合。以下この号</p>	<p>三 前条第一項の確認（同項第三号から第六号までに係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が、災害等が発生した日以後に第九条第二項第三号に規定する事実に該当することとなった場合であっても、各売上事業年度（第一種贈与報告基準事業年度のうち、災害等が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）における売上割合（当該特定贈与認定中小企業者の災害等直前事業年度（災害等が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該災害等直前事業年度の月数で除して計算した金額に対する当該特定贈与認定中小企業者の当該売上事業年度における売上金額の割合をいう。以下次号及び次項において同じ。）の合計を第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までに終了する各売上事業年度の数で除して計算した割合（最初の売上事業年度終了の日が第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、前条第一項第三号の確認を受けた場合にあっては同号口に規定する割合、同項第四号の確認を受けた場合にあっては同号ハに規定する割合、同項第五号の確認を受けた場合にあっては同号口に規定する割合又は同項第六号の確認を受けた場合にあって</p>

<p>において「売上割合の平均値」という。) の次に掲げる場合の区分に応じた各雇用基準日(当該売上事業年度の翌事業年度中にある第一種相続報告基準日をいう。以下この号及び次項において同じ。)における雇用割合(当該特定相続認定中小企業者の法第十二条第一項の認定(第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。)に係る相続の開始の時における常時使用する従業員の数に対する当該特定相続認定中小企業者の当該雇用基準日における常時使用する従業員の数の割合をいう。以下次号及び次項において同じ。)の合計を第一種相続雇用判定期間の末日までに終了する当該売上事業年度に係る雇用基準日の数で除して計算した割合(最初の売上事業年度終了の日が第一種相続雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、当該認定に係る相続の開始の時における常時使用する従業員の数に対する第一種相続雇用判定期間の末日における常時使用する従業員の数の割合。)が次に定める割合以上であるときに限り、当該特定相続認定中小企業者は、第一種相続雇用判定期間の末日において、当該事実に該当しないものとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 売上割合の平均値が百分の百以上の場合 百分の八十 ロ 売上割合の平均値が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の四十 ハ 売上割合の平均値が百分の七十未満の場合 零 	<p>は同号口に規定する割合。以下この号において「売上割合の平均値」という。)の次に掲げる場合の区分に応じた各雇用基準日(当該売上事業年度の翌事業年度中にある第一種贈与報告基準日をいう。以下この号及び次項において同じ。)における雇用割合(当該特定贈与認定中小企業者の法第十二条第一項の認定(第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。)に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に対する当該特定贈与認定中小企業者の当該雇用基準日における常時使用する従業員の数の割合をいう。以下次号及び次項において同じ。)の合計を第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までに終了する当該売上事業年度に係る雇用基準日の数で除して計算した割合(最初の売上事業年度終了の日が第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、当該認定に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に対する第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日における常時使用する従業員の数の割合。)が次に定める割合以上であるときに限り、当該特定贈与認定中小企業者は、第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日において、当該事実に該当しないものとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 売上割合の平均値が百分の百以上の場合 百分の八十 ロ 売上割合の平均値が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の四十 ハ 売上割合の平均値が百分の七十未満
--	---

	の場合 零
--	-------

規則第 13 条の 2 第 1 項の確認（第 3 号から第 6 号に係るものに限る。）を受けた特定相続認定中小企業者は、各売上事業年度の翌事業年度中にある相続報告基準日（雇用基準日）における雇用割合の平均値が、図表 6 に示す「売上割合の平均値に応じた雇用割合」以上であるときは、雇用維持要件（規則第 9 条第 3 項第 3 号）が免除又は緩和されます。

本号に規定する主な用語の定義は以下のとおりです。

i. 災害等直前事業年度

災害等直前事業年度とは、災害等が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいいます。

ii. 売上事業年度

売上事業年度とは、規則第 12 条第 3 項第 6 号に規定する第一種相続報告基準事業年度²のうち、災害等が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除いた各事業年度をいいます。

iii. 雇用基準日

売上事業年度の翌事業年度中にある第一種相続報告基準日をいいます。

iv. 売上割合

災害等直前事業年度における売上金額に対する売上事業年度における売上金額の割合をいいます。

売上事業年度の売上高

＝ 売上割合

災害等直前事業年度の売上高

v. 売上割合の平均値

第一種相続雇用判定期間の末日までに終了する各売上事業年度における売上割合の合計を第一種相続雇用判定期間の末日までに終了する売上事業年度の数で除して計算した割合（最初の売上事業年度終了の日が、第一種相続雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、規則第 13 条の 2 第 1 項第 3 号の確認を受けた場合にあっては同号口に規定する割合、同項第 4 号の確認を受けた場合にあっては同号ハに規定する割合、同項第 5 号の確認を受けた場合にあっては同号口に規定する割合又は同項第 6 号の確認を受けた場合にあっては同号口に規定する割合。）をいいます。

vi. 雇用割合

「相続開始の時における常時使用する従業員の数」に対する「売上事業年度の翌事業年度中にある第一種相続報告基準日（雇用基準日）における常時使用する従業員の

² 規則第 12 条第 3 項第 6 号に規定する第一種相続報告基準年度とは、第一種相続報告基準日の属する年の前年の第一種相続報告基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種相続報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいいます。

数」の割合をいいます。

売上事業年度の翌事業年度中にある第一種相続報告基準日（雇用基準日）における常時使用する従業員の数

雇用割合

相続開始の時における常時使用する従業員の数

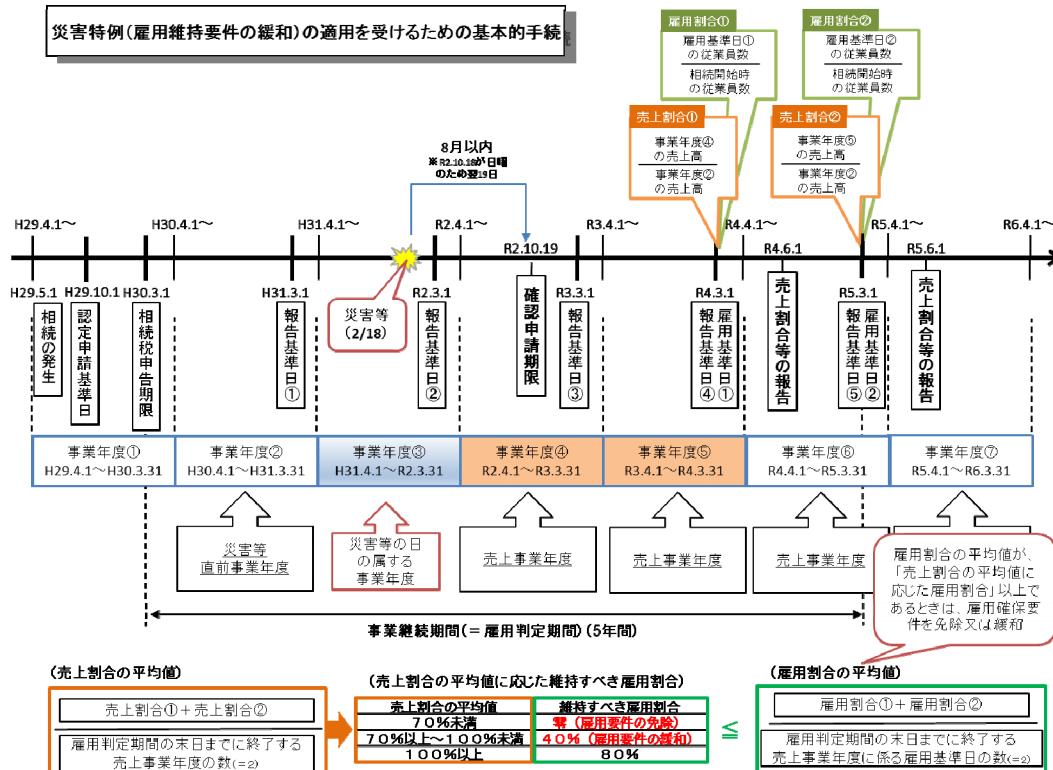
なお、上記で算定した「雇用割合」の合計を、「第一種相続雇用判定期間の末日までに終了する売上事業年度に係る雇用基準日の数」で除して計算した割合（最初の売上事業年度終了の日が第一種相続雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、相続開始の時における常時使用する従業員の数に対する第一種相続雇用判定期間の末日における常時使用する従業員の数の割合。以下「雇用割合の平均値」といいます。）が、図表 6 に示す「売上割合の平均値に応じた雇用割合の平均値」以上であるときは、雇用維持要件（規則第 9 条第 3 項第 3 号）が免除又は緩和されます。

図表 6 売上割合の平均値及び雇用割合の平均値

売上割合の平均値	雇用割合の平均値
70%未満	零（雇用要件の免除）
70%以上～100%未満	40%（雇用要件の緩和）
100%以上	80%

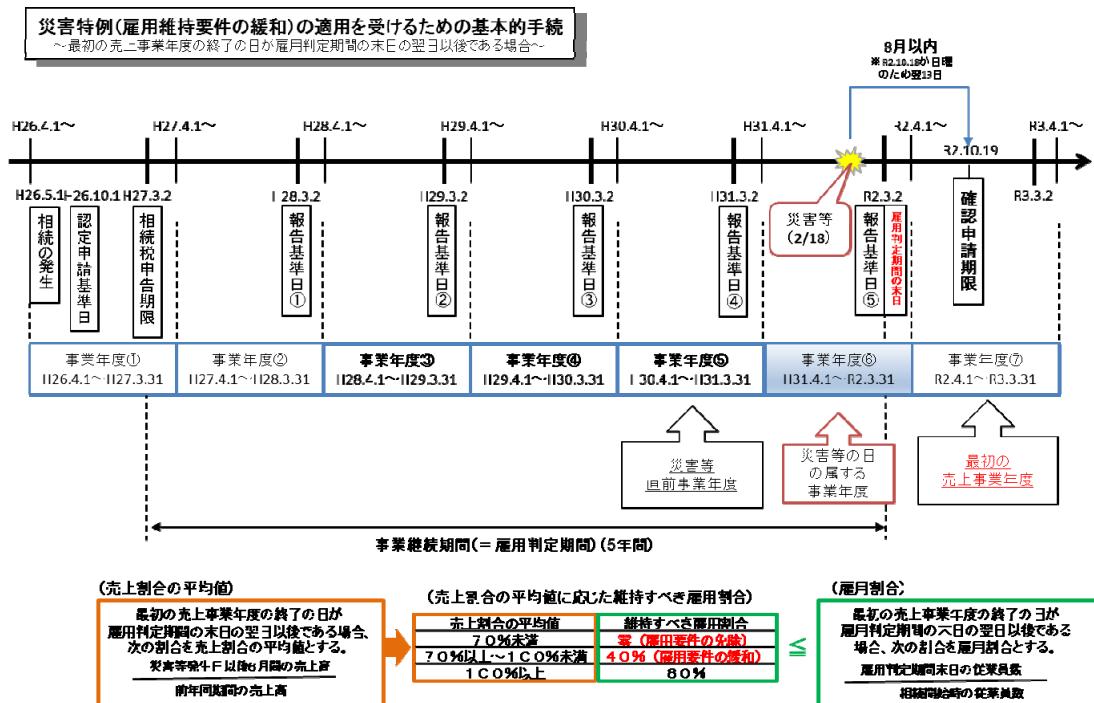
参考までに、災害特例（雇用維持要件の免除等）の適用を受けるための基本的手続の流れ（イメージ）は、以下のとおりとなります。

図表 7-1 災害特例（雇用維持要件の免除等）の適用を受けるための基本的手続



また、最初の売上事業年度の終了の日が雇用判定期間の末日の翌日以後である場合における災害特例（雇用維持要件の緩和）の適用を受けるための基本的手続の流れ（イメージ）は、以下のとおりとなります。

図表 7-2 災害特例（雇用維持要件の緩和）の適用を受けるための基本的手続



(口) 資産管理会社非該当要件の免除<読替後の 4 号>

読 替 後	読 替 前
<p>四 前条第一項の確認（同項第五号及び第六号に係るものに限る。）を受けた特定相続認定中小企業者が、災害等が発生した日以後に第九条第三項第十二号又は第十三号に規定する事実に該当することとなった場合（第一種特別相続認定中小企業者に限る。）であっても、売上割合の次に掲げる場合の区分に応じた雇用割合が次に定める割合以上であるときに限り、当該特定相続認定中小企業者は、雇用基準日の直前の第一種相続報告基準日（当該雇用基準日が、災害等が発生した日以後最初に到来する雇用基準</p>	<p>四 前条第一項の確認（同項第五号及び第六号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が、災害等が発生した日以後に第九条第二項第十二号又は第十三号に規定する事実に該当することとなった場合（第一種特別贈与認定中小企業者に限る。）であっても、売上割合の次に掲げる場合の区分に応じた雇用割合が次に定める割合以上であるときに限り、当該特定贈与認定中小企業者は、雇用基準日の直前の第一種贈与報告基準日（当該雇用基準日が、災害等が発生した</p>

<p>日である場合にあっては、災害等が発生した日。次項において同じ。) の翌日から売上割合が災害等の発生後最初に百分の百以上となった売上事業年度にある雇用基準日までの期間は、これらの事実に該当しないものとみなす。</p> <p>イ 売上割合が百分の百以上の場合 百分の八十 ロ 売上割合が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の四十 ハ 売上割合が百分の七十未満の場合 零</p>	<p>日以後最初に到来する雇用基準日である場合にあっては、災害等が発生した日。次項において同じ。) の翌日から売上割合が災害等の発生後最初に百分の百以上となった売上事業年度にある雇用基準日までの期間は、これらの事実に該当しないものとみなす。</p> <p>イ 売上割合が百分の百以上の場合 百分の八十 ロ 売上割合が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の四十 ハ 売上割合が百分の七十未満の場合 零</p>
--	--

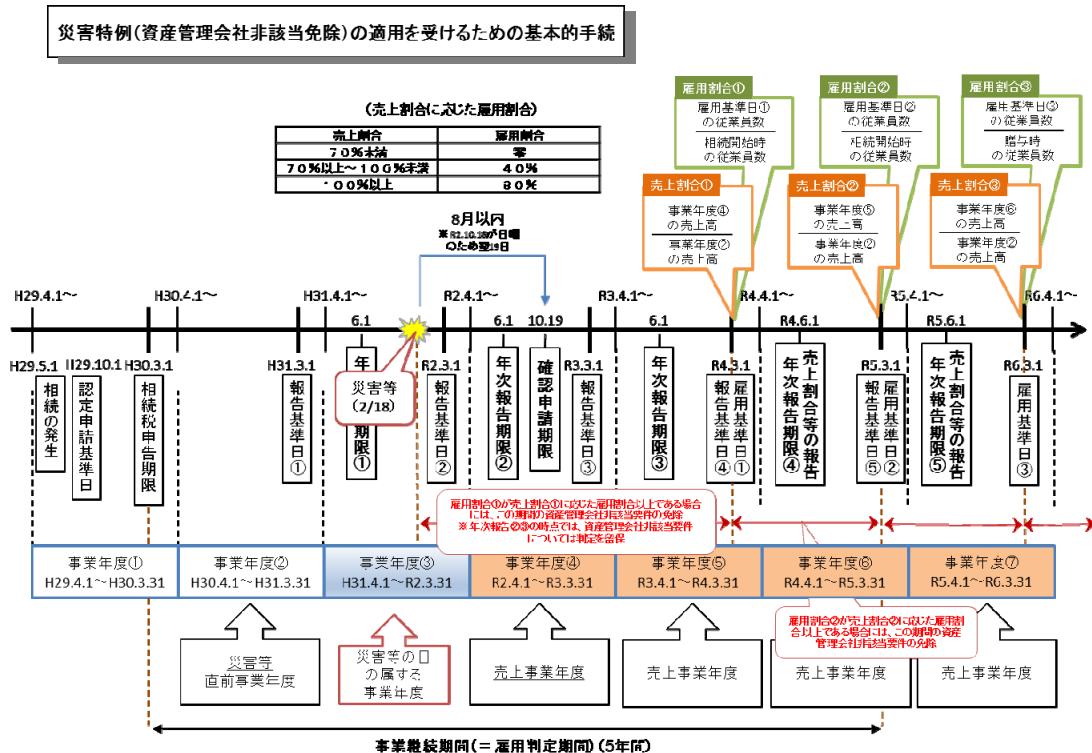
規則第 13 条の 2 第 1 項の確認（第 5 号及び 6 号に係るものに限る。）を受けた特定相続認定中小企業者は、図表 8 に示す売上割合に応じた雇用割合を確保しているときは、雇用基準日の直前の第一種相続報告基準日（当該雇用基準日が、災害等が発生した日以後最初に到来する雇用基準日である場合にあっては、災害等が発生した日。）の翌日から売上割合が、災害等の発生後最初に 100 分の 100 以上となった売上事業年度にある雇用基準日までの期間は、資産管理会社非該当要件（規則第 9 条第 3 項第 12 号及び第 13 号）が免除されます。

図表 8 売上割合及び雇用割合

売上割合	雇用割合
70 %未満	零
70 %以上～100 %未満	40 %
100 %以上	80 %

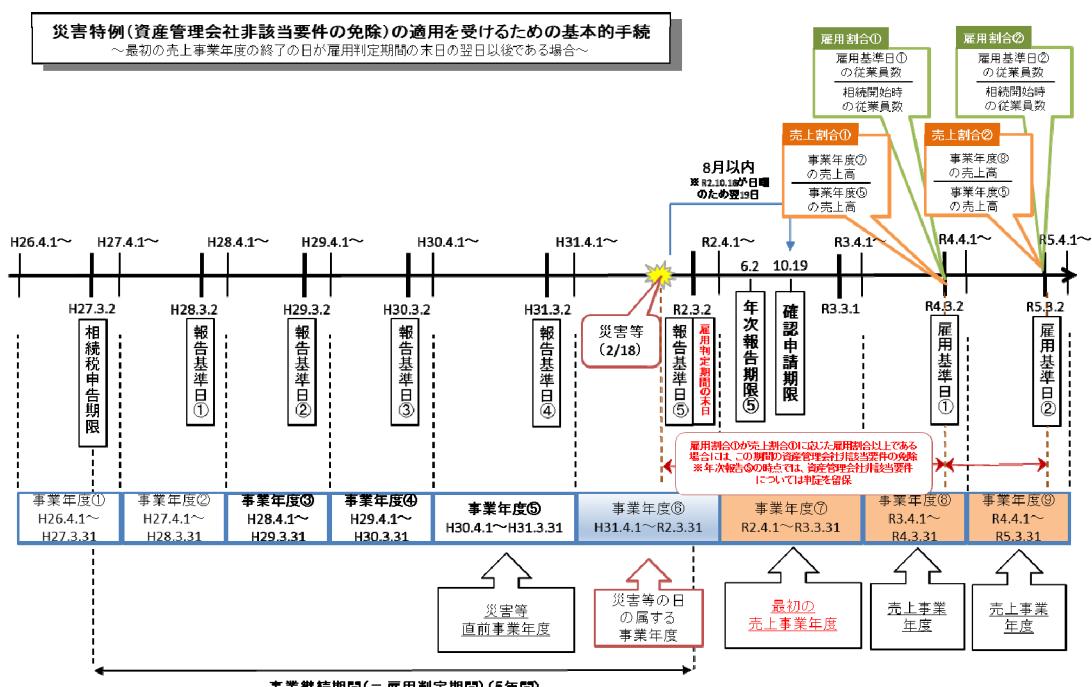
参考までに、災害特例（資産管理会社非該当要件の免除）の適用を受けるための基本的手続の流れ（イメージ）は、以下のとおりとなります。

図表9-1 災害特例（資産管理会社非該当要件免除）の適用を受けるための基本的手続



また、最初の売上事業年度の終了の日が雇用判定期間の末日の翌日以後である場合における災害特例（雇用維持要件の緩和）の適用を受けるための基本的手続の流れ（イメージ）は、以下のとおりとなります。

図表9-2 災害特例（資産管理会社非該当要件の免除）の適用を受けるための基本的手続



なお、売上高が大幅に減少した中小企業者に対する特例（規則第13条の3第1項第3号、第4号）の適用には、規則第13条の2第1項（第3号から第6号に係るものに限る。）の確認が要件となっており、当該確認を受けた特定相続認定中小企業者は、売上割合及び雇用割合について、都道府県知事に定期的に報告しなければなりません（規則第13条の3第2項）。

報告手続の詳細については、次の本節2.「(2)売上割合及び雇用割合に係る報告」を参照ください。

(2) 売上割合及び雇用割合に係る報告（規則第13条の3第5項により読み替後の同条第2項）

読み替後	読み替前
<p>2 前条第一項の確認（同項第三号から第六号までに係るものに限る。）を受けた特定相続認定中小企業者は、売上事業年度に係る雇用基準日の翌日から三月を経過する日（雇用基準日が第一種相続雇用判定期間終了後である場合は第一種相続雇用判定期間の末日の翌日以後三年ごとに区分した各期間の末日から二月を経過する日）までに、売上割合及び雇用割合を、様式第二十の十による報告書に次に掲げる書類（当該売上割合及び当該雇用割合を計算するために必要なものに限る。）を添付して、都道府県知事に報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 売上事業年度における損益計算書二 当該雇用基準日における当該特定相続認定中小企業者の従業員数証明書三 前二号に掲げるもののほか、当該報告の参考となる書類	<p>2 前条第一項の確認（同項第三号から第六号までに係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者は、売上事業年度に係る雇用基準日の翌日から三月を経過する日（雇用基準日が第一種贈与雇用判定期間終了後である場合は第一種贈与雇用判定期間の末日の翌日以後三年ごとに区分した各期間の末日から二月を経過する日）までに、売上割合及び雇用割合を、様式第二十の十による報告書に次に掲げる書類（当該売上割合及び当該雇用割合を計算するために必要なものに限る。）を添付して、都道府県知事に報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 売上事業年度における損益計算書二 当該雇用基準日における当該特定贈与認定中小企業者の従業員数証明書三 前二号に掲げるもののほか、当該報告の参考となる書類

規則第13条の2第1項（第3号から第6号に係るものに限る。）の確認を受けた特定相続認定中小企業者は、売上事業年度に係る雇用基準日の翌日から3月以内（雇用基準日が第一種相続雇用判定期間終了後である場合は第一種相続雇用判定期間の末日の翌日以後3年ごとに区分した各期間の末日から2月以内）に、「様式第20の10」による報告書に一定の書類を添付して、一定の期間、都道府県知事に報告しなければなりません。

(注) 事業承継税制においては、売上割合が災害等の発生前の水準に回復した場合を除き、売上割合に応じた雇用割合の確保を要件として、災害等発生日の直前の報告基準日等から10年を経過する日まで資産管理会社非該当要件の緩和を受けることができるため、同日までの報告基準日等につき上記の都道府県知事への報告が必要となります。

なお、上記の都道府県知事への報告書の写しは、税務署長への届出書に添付することとされています。税務署長への届出期限は、売上事業年度に係る雇用基準日の翌日から5月以内(雇用基準日が第一種相続雇用判定期間終了後である場合は第一種相続雇用判定期間の末日の翌日以後3年ごとに区分した各期間の末日から3月以内)となります。

① 報告期限

売上割合及び雇用割合は、事業継続期間中において、売上事業年度の翌事業年度中にある雇用基準日の翌日から3月以内(雇用基準日が第一種贈与雇用判定期間終了後である場合は第一種贈与雇用判定期間の末日の翌日以後3年ごとに区分した各期間の末日から2月以内)に都道府県知事に報告する必要があります。

なお、相続報告基準日が雇用基準日に該当しない場合(当該相続報告基準日の直前事業年度が売上事業年度にあたらない場合)は、本報告を行う必要がありません。

② 報告書の記載要領

報告書は、「様式第20の10」を使用してください。

③ 添付書類

イ 損益計算書

災害等直前事業年度及び売上事業年度における損益計算書を提出してください。

ただし、災害等直前事業年度の損益計算書は初回報告時の提出で足り、2回目以降の報告では提出の必要はありません。

ロ 従業員数証明書

雇用基準日における当該特定相続認定中小企業者の従業員数証明書を提出してください。

ハ その他参考となる書類

上記のほか、必要に応じ、当該報告の参考となる書類を提出してください。

(3) 合併・株式交換等があった場合の特例(規則第13条の3第5項により読替後の同条第3項)

読 替 後	読 替 前
3 特定相続認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十条及	3 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十条及

び第十一条の規定の適用については、第十条第二項及び第十一条第二項中「次に掲げる」とあるのは「次（第五号に掲げる事由を除く。）に掲げる」と、「、風俗営業会社又は資産保有型会社」とあるのは「又は風俗営業会社」とする。ただし、当該特定相続認定中小企業者が、前条第一項の確認（同項第五号又は第六号に係るものに限る。）を受けていた場合であって第一項第四号の規定の適用がないときは、この限りでない。	び第十一条の規定の適用については、第十条第一項及び第十一条第一項中「次に掲げる」とあるのは「次（第五号に掲げる事由を除く。）に掲げる」と、「、風俗営業会社又は資産保有型会社」とあるのは「又は風俗営業会社」とする。ただし、当該特定贈与認定中小企業者が、前条第一項の確認（同項第五号又は第六号に係るものに限る。）を受けていた場合であって第一項第四号の規定の適用がないときは、この限りでない。
---	---

規則第13条の2第1項の確認を受けた特定相続認定中小企業者は、吸収合併、新設合併、株式交換又は株式移転があった場合に、当該特定相続認定中小企業者が認定を承継するための要件のうち、資産管理会社非該当要件（規則第10条第1項第4号の一部及び第5号又は規則第11条第1項第4号の一部及び第5号）については免除されます。

（4）年次報告時における提出書類の追加（規則第13条の3第5項により読替後の同条第4項※一部加工）

読 替 後	読 替 前
4 特定相続認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十二条の適用については、同条第四項中「一通」とあるのは、「一通、第十三条の二第四項の確認書の写し」とする。	4 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十二条の適用については、同条第二項中「一通」とあるのは、「一通、第十三条の二第四項の確認書の写し」とする。

規則第13条の2第1項の確認を受けた特定相続認定中小企業者は、規則第12条の各種報告時において、規則第13条の2第1項の確認書の写しも併せて提出する必要があります。

4. 認定前中小企業者に対する認定要件の特例（規則第13条の3第6項～11項）

（1）贈与認定前における認定要件の緩和（規則第13条の3第6項）

6 贈与認定前中小企業者が前条第一項の確認（同項第一号、第二号、第五号及び第六号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第七号の規定の適用については、同号口中「開始の日以後」とあるのは「開始の日から災害等が発生した日の前日までの間」と、同号ハ中「各事業年度をいう。以下同じ。」とあるのは「各事業年度をいう。以下同じ。」（災害等が発生した日の属する事業年度以後の事業年度を除く。）と、同号又中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと（当該第一種贈与認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）。」とする。

規則第13条の2第1項の確認（同項第1号、第2号、第5号及び第6号に係るものに限ります。）を受けた贈与認定前中小企業者は、法第12条第1項の認定（規則第6条第1項第7号の事由に係るもの）を受けるための要件のうち、資産管理会社非該当要件（規則第6条第1項第7号口及びハ）については、災害等が発生した日以後（資産運用型会社については災害等が発生した日の属する事業年度以後の事業年度）における当該要件が免除されます。雇用維持要件（規則第6条第1項第7号又）については、贈与認定申請基準日（規則第6条第1項第7号ハ）が災害等が発生した日以後である場合は免除されます。

（2）贈与認定前における認定要件の緩和（規則第13条の3第7項）

7 贈与認定前中小企業者が前条第一項の確認（同項第三号及び第四号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第七号の規定の適用については、同号又中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと（当該第一種贈与認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）。」とする。

規則第13条の2第1項の確認（同項第3号及び第4号に係るものに限ります。）を受けた贈与認定前中小企業者は、法第12条第1項の認定（規則第6条第1項第7号の事由に係るもの）を受けるための要件のうち、雇用維持要件（規則第6条第1項第7号又）については、贈与認定申請基準日（規則第6条第1項第7号ハ）が災害等が発生した日以後である場合は免除されます。

（3）相続認定前における認定要件の緩和（規則第13条の3第8項）

8 相続認定前中小企業者（災害等が発生した日前の相続に係る法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者に限る。）が前条第一項の確認（同項第一号、第二号、第五号及び第六号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第八号の規定の適用については、同号口中「開始の日以後」とあるのは「開始の日から災害等が発生した日の前日までの間」と、同号ハ中「各事業年度をいう。以下同じ。」とあるのは「各事業年度をいう。以下同じ。」

(災害等が発生した日の属する事業年度以後の事業年度を除く。)」と、同号リ中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと（当該第一種相続認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）。」とする。

規則第 13 条 2 第 1 項の確認（同項第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号に係るものに限ります。）を受けた相続認定前中小企業者（災害等が発生した日前に起きた相続に係る認定を受けようとする中小企業者に限ります。）は、法第 12 条第 1 項の認定（施行規則第 6 条第 1 項第 8 号の事由に係るもの）を受けるための要件のうち、資産管理会社非該当要件（規則第 6 条第 1 項第 8 号口及びハ）については、災害等が発生した日以後（資産運用型会社については災害等が発生した日の属する事業年度以後の事業年度）における当該要件が免除されます。雇用維持要件（規則第 6 条第 1 項第 8 号リ）については、相続認定申請基準日（規則第 6 条第 1 項第 8 号ハ）が災害等が発生した日以後である場合は免除されます。

（4）相続認定前における認定要件の緩和（規則第 13 条の 3 第 9 項）

9 相続認定前中小企業者（災害等が発生した日前の相続に係る法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者に限る。）が前条第一項の確認（同項第三号及び第四号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第八号の規定の適用については、同号リ中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと（当該第一種相続認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）。」とする。

規則第 13 条 2 第 1 項の確認（同項第三号及び第四号に係るものに限ります。）を受けた相続認定前中小企業者（災害等が発生した日前に起きた相続に係る認定を受けようとする中小企業者に限ります。）は、法第 12 条第 1 項の認定（施行規則第 6 条第 1 項第 8 号の事由に係るもの）を受けるための要件のうち、雇用維持要件（規則第 6 条第 1 項第 8 号リ）については、相続認定申請基準日（規則第 6 条第 1 項第 8 号ハ）が災害等が発生した日以後である場合は免除されます。

（5）相続認定前における認定要件の緩和（規則第 13 条の 3 第 10 項）

10 相続認定前中小企業者（災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間の相続に係る法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号又は第十号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者に限る。）が前条第一項の確認（第一号、第二号、第五号及び第六号に該当する場合に限る。）を受けた場合における第六条第一項第八号又は第十号の規定の適用については、同号中「次に掲げるいずれにも該当する場合」とあるのは「次（口、ハ、ト（3）及びリに掲げる事由を除く。）に掲げるいずれにも該当する場合」とする。

規則第 13 条の 2 第 1 項の確認（第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号に該当する場合に

限ります。) を受けた相続認定前中小企業者（災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間に相続に係る認定を受けようとする中小企業者に限ります。）は、法第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第8号又は第10号の事由に係るもの）を受けるための要件のうち、資産管理会社非該当要件（規則第6条第1項第8号口及びハ又は第10号口及びハ）及び雇用維持要件（規則第6条第1項第8号リ又は第10号リ）については免除されます。

さらに、当該相続認定前中小企業者は、これらの要件免除に加えて、後継者が相続開始の直前において当該中小企業者の役員に就任していなければならない要件（規則第6条第1項第8号ト(3)又は第10号ト(3)）についても免除されます。

（6）相続認定前における認定要件の緩和（読替後の規則第13条の3第11項）

11 相続認定前中小企業者（災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間に相続に係る法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号又は第十号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者に限る。）が前条第一項の確認（第三号及び第四号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第八号又は第十号の規定の適用については、同号中「次に掲げるいずれにも該当する場合」とあるのは「次（リに掲げる事由を除く。）に掲げるいずれにも該当する場合」とする。

規則第13条の2第1項の確認（第3号及び第4号に係るものに限ります。）を受けた相続認定前中小企業者（災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間に相続に係る認定を受けようとする中小企業者に限ります。）は、法第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第8号又は第10号の事由に係るもの）を受けるための要件のうち、雇用維持要件（規則第6条第1項第8号リ又は第10号リ）については免除されます。

5. 経営承継贈与者の相続が開始した場合（切替確認）の特例（規則第13条3第12項）

12 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十三条第一項（同条第三項の規定により準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号（災害等が発生した日の直前の第一種贈与報告基準日又は第二種贈与報告基準日（最初の第一種贈与報告基準日又は第二種贈与報告基準日が当該災害等が発生した日後に到来する場合にあっては、当該第一種贈与報告基準日又は当該第二種贈与報告基準日）の翌日以後十年を経過する日までの期間に限り、第三号及び第四号に掲げる事由を除く。）」とする。ただし、当該第一種特別贈与認定中小企業者等又は第二種特別贈与認定中小企業者等が、前条第一項の確認（第五号又は第六号に係るものに限る。）を受けていた場合であって第一項第四号の規定の適用がないときは、この限りでない。

経営承継贈与者の相続が開始した場合において、特別贈与認定中小企業者等が規則第13条の2第1項の確認を受けた場合は、一定の期間（注）は規則第13条第1項に規定する都道府県知事の確認を受けるための要件のうち、資産管理会社非該当要件（規則第13条第1項第3号及び第4号）については免除されます。

ただし、特別贈与認定中小企業者等が、規則第13条の2第1項の確認（第5号又は第6号に係るものに限ります。）を受けていた場合であって、規則第13条の3第1項第4号の規定の適用がないときは、免除されません。

（注）災害等が発生した日の直前の第一種贈与報告基準日又は第二種贈与報告基準日（最初の第一種贈与報告基準日又は第二種贈与報告基準日が当該災害等が発生した日後に到来する場合にあっては、当該第一種贈与報告基準日又は当該第二種贈与報告基準日）の翌日以後10年を経過する日までの期間の相続に限られます。

6. 特定特例贈与認定中小企業者に対する特例等（規則第13条3第13項）

＜読替後の規則第13条の3第1項（第3号を除く）から第4項、第6項及び第12項（一部加工）＞

読 替 後	読 替 前
<p>第十三条の三 特定特例贈与認定中小企業者が前条第三項の規定により読み替えられた同条第一項の確認を受けた場合における第九条第六項又は第八項の規定により読み替えられた同条第二項第十二号及び第十三号の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>一 前条第三項の規定により読み替えられた同条第一項（同項第一号に係るものに限る。）を受けた特定特例贈与認定中小企業者が災害が発生した日以後に第九条第二項第三号、第十二号又は第十三号に規定する事実に該当することとなった場合（第一種特例贈与認定中小企業者に限る。）であっても、当該特定特例贈与認定中小企業者は、これらの事実に該当しないものとみなす。</p> <p>二 前条第三項の規定により読み替えられた同条第一項（同項第二号に係るものに限る。）を受けた特定特例贈与認定中小企業者が災害が発生した日以後に第九条第二項第十二号若しくは第十三号に規定する事実に該当することとなった場合（第一種特例贈与認定中小企業者に限る。）又は当該特定特例贈与認定中小企業者の第一種贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日若しくは第一種臨時贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日において、当該第一種贈与雇用判定期間内若しくは当該第一種臨時贈与雇用判定期間内</p>	<p>第十三条の三 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第九条第二項第三号、第十二号及び第十三号の規定の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>一 前条第一項の確認（同項第一号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が災害が発生した日以後に第九条第二項第三号、第十二号又は第十三号に規定する事実に該当することとなった場合（同項第十二号及び第十三号については、第一種特別贈与認定中小企業者に限る。）であっても、当該特定贈与認定中小企業者は、これらの事実に該当しないものとみなす。</p> <p>二 前条第一項の確認（同項第二号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が災害が発生した日以後に第九条第二項第十二号若しくは第十三号に規定する事実に該当することとなった場合（第一種特別贈与認定中小企業者に限る。）又は当該特定贈与認定中小企業者の第一種贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日若しくは第一種臨時贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日において、当該第一種贈与雇用判定期間内若しくは当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特定贈与認定中小企業者の第一種贈与報告基準日にお</p>

<p>に存する当該特定特例贈与認定中小企業者の第一種贈与報告基準日における被災事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該第一種贈与雇用判定期間内若しくは当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時における当該事業所の常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数を下回らない数である場合に限る。）であっても、当該特定特例贈与認定中小企</p>	<p>ける被災事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該第一種贈与雇用判定期間内若しくは当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数が、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。以下この号において同じ。）を下回る数となつことにより当該特定贈与認定中小企業者が第九条第二項第三号に規定する事実に該当することとなった場合（当該特定贈与認定中小企業者の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあっては、当該第一種贈与雇用判定期間の末日又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間の末日において、当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特定贈与認定中小企業者の当該第一種贈与報告基準日における当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時における当該事業所の常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数を下回らない数である場合に限る。）であっても、当該特定贈与認定中小企業者は、これらの事実に該当しないものとみなす。</p>
--	--

<p>業者は、これらの事実に該当しないものとみなす。</p> <p>三 省略</p> <p>四 前条第三項の規定により読み替えられた同条第一項（同項第五号及び第六号に係るものに限る。）を受けた特定特例贈与認定中小企業者が、災害等が発生した日以後に第九条第二項第十二号又は第十三号に規定する事実に該当することとなった場合（第一種特例贈与認定中小企業者に限る。）であっても、売上割合（当該特定特例贈与認定中小企業者の災害等直前事業年度（災害等が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度（第一種贈与報告基準事業年度のうち、災害等が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次項において同じ。）の月数を乗じてこれを当該災害等直前事業年度の月数で除して計算した金額に対する当該特定特例贈与認定中小企業者の当該売上事業年度における売上金額の割合をいう。以下この号及び次項において同じ。）の次に掲げる場合の区分に応じた雇用割合が次に定める割合以上であるときに限り、当該特定特例贈与認定中小企業者は、雇用基準日（売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日をいう。以下この号及び次項において同じ。）の直前の第一種贈与報告基準日（当該雇用基準日が、災害等が発生した日以後最初に到来する雇用基準日である場合にあっては、災害等が発生した日。次項において同じ。）の翌日から売上割合が災害等の発生後最初に百分の百以上となった売上事業年度にある雇用基準日までの期間は、これらの事実に該当しないものとみなす。</p>	<p>三 同左</p> <p>四 前条第一項の確認（同項第五号及び第六号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が、災害等が発生した日以後に第九条第二項第十二号又は第十三号に規定する事実に該当することとなった場合（第一種特別贈与認定中小企業者に限る。）であっても、売上割合の次に掲げる場合の区分に応じた雇用割合が次に定める割合以上であるときに限り、当該特定贈与認定中小企業者は、雇用基準日の直前の第一種贈与報告基準日（当該雇用基準日が、災害等が発生した日以後最初に到来する雇用基準日である場合にあっては、災害等が発生した日。次項において同じ。）の翌日から売上割合が災害等の発生後最初に百分の百以上となった売上事業年度にある雇用基準日までの期間は、これらの事実に該当しないものとみなす。</p> <p>イ 売上割合が百分の百以上の場合 百分の八十</p> <p>ロ 売上割合が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の四十</p> <p>ハ 売上割合が百分の七十未満の場合 零</p>
---	--

<p>なった売上事業年度にある雇用基準日までの期間は、これらの事実に該当しないものとみなす。</p> <p>イ 売上割合が百分の百以上の場合 百分の八十</p> <p>ロ 売上割合が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の四十</p> <p>ハ 売上割合が百分の七十未満の場合 零</p> <p>2 前条第一項の確認（同項第五号及び第六号までに係るものに限る。）を受けた特定特例贈与認定中小企業者は、売上事業年度に係る雇用基準日の翌日から三月を経過する日（雇用基準日が第一種贈与雇用判定期間終了後である場合は第一種贈与雇用判定期間の末日の翌日以後三年ごとに区分した各期間の末日から二月を経過する日）までに、売上割合及び雇用割合を、様式第二十の十による報告書に次に掲げる書類（当該売上割合及び当該雇用割合を計算するために必要なものに限る。）を添付して、都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>一 売上事業年度における損益計算書</p> <p>二 当該雇用基準日における当該特定特例贈与認定中小企業者の従業員数証明書</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、当該報告の参考となる書類</p> <p>3 特定特例贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十条第五項又は第七項の規定により読み替えられた同条第一項及び第十一条第五項又は第七項の規定により読み替えられた同条第一項の規定の適用については、第十条第一項及び第十一条第一項中「次に掲げる」とあるのは「次（第五号に掲げる事由を除く。）に掲げる」と、「、風俗営業会社又は資産保有型会社」とあるのは「又は風俗営業会社」とする。ただし、当該特定贈与認定中小企業者が、前条第一項の確認（同</p>	<p>2 前条第一項の確認（同項第三号から第六号までに係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者は、売上事業年度に係る雇用基準日の翌日から三月を経過する日（雇用基準日が第一種贈与雇用判定期間終了後である場合は第一種贈与雇用判定期間の末日の翌日以後三年ごとに区分した各期間の末日から二月を経過する日）までに、売上割合及び雇用割合を、様式第二十の十による報告書に次に掲げる書類（当該売上割合及び当該雇用割合を計算するために必要なものに限る。）を添付して、都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>一 売上事業年度における損益計算書</p> <p>二 当該雇用基準日における当該特定贈与認定中小企業者の従業員数証明書</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、当該報告の参考となる書類</p> <p>3 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十条及び第十二条の規定の適用については、第十条第一項及び第十二条第一項中「次に掲げる」とあるのは「次（第五号に掲げる事由を除く。）に掲げる」と、「、風俗営業会社又は資産保有型会社」とあるのは「又は風俗営業会社」とする。ただし、当該特定贈与認定中小企業者が、前条第一項の確認（同</p>
---	--

<p>業会社又は資産保有型会社」とあるのは「又は風俗営業会社」とする。ただし、当該特定特例贈与認定中小企業者が、前条第一項の確認（同項第五号又は第六号に係るものに限る。）を受けていた場合であって第一項第四号の規定の適用がないときは、この限りでない。</p>	<p>項第五号又は第六号に係るものに限る。）を受けていた場合であって第一項第四号の規定の適用がないときは、この限りでない。</p>
<p>4 特定特例贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十二条の適用については、同条第十七項又は第二十項の規定により読み替えられた同条第二項中「一通」とあるのは、「一通、第十三条の二第四項の確認書の写し」とする。</p>	<p>4 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十二条の適用については、同条第二項中「一通」とあるのは、「一通、第十三条の二第四項の確認書の写し」とする。</p>
<p>5 省略</p>	<p>5 同左</p>
<p>6 特例贈与認定前中小企業者が前条第一項の確認（同項第一号、第二号、第五号及び第六号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第十一号及び第十三号の規定の適用については、同号口中「開始の日以後」とあるのは「開始の日から災害等が発生した日の前日までの間」と、同号ハ中「各事業年度をいう。以下同じ。」とあるのは「各事業年度をいう。以下同じ。」（災害等が発生した日の属する事業年度以後の事業年度を除く。）とする。</p>	<p>6 贈与認定前中小企業者が前条第一項の確認（同項第一号、第二号、第五号及び第六号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第七号の規定の適用については、同号口中「開始の日以後」とあるのは「開始の日から災害等が発生した日の前日までの間」と、同号ハ中「各事業年度をいう。以下同じ。」とあるのは「各事業年度をいう。以下同じ。」（災害等が発生した日の属する事業年度以後の事業年度を除く。）と、同号ヌ中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと（当該第一種贈与認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）。」とする。</p>
<p>7～11 省略</p>	<p>7～11 同左</p>
<p>12 特定特例贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十三条第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定の適用については、同条第一項中「次の各号」とあるのは「次</p>	<p>12 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十三条第一項（同条第三項の規定により準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「次の各号」とあるの</p>

の各号（災害等が発生した日の直前の第一種贈与報告基準日（最初の第一種贈与報告基準日が当該災害等が発生した日後に到来する場合にあっては、当該第一種贈与報告基準日）の翌日以後十年を経過する日までの期間に限り、第三号及び第四号に掲げる事由を除く。）とする。ただし、当該第一種特例贈与認定中小企業者等が、前条第一項の確認（第五号又は第六号に係るものに限る。）を受けていた場合であって第一項第四号の規定の適用がないときは、この限りでない。

14 省略

は「次の各号（災害等が発生した日の直前の第一種贈与報告基準日又は第二種贈与報告基準日（最初の第一種贈与報告基準日又は第二種贈与報告基準日が当該災害等が発生した日後に到来する場合にあっては、当該第一種贈与報告基準日又は当該第二種贈与報告基準日）の翌日以後十年を経過する日までの期間に限り、第三号及び第四号に掲げる事由を除く。）」とする。ただし、当該第一種特別贈与認定中小企業者等又は第二種特別贈与認定中小企業者等が、前条第一項の確認（第五号又は第六号に係るものに限る。）を受けていた場合であって第一項第四号の規定の適用がないときは、この限りでない。

14 同左

規則第13条の3第1項（第3号を除きます。）から第4項まで、第6項及び第12項の規定は、特定特例贈与認定中小企業者が規則第13条の2第1項の確認を受けた場合において準用します。また、当該準用規定は、第二種特例贈与認定中小企業者において準用します。

7. 特定特例相続認定中小企業者に対する特例等（規則第13条3第14項）

＜読み替後の規則第13条の3第5項、第8項及び第10項（一部加工）＞

読み替後	読み替前
<p>第十三条の三</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 前各項の規定（第一項第三号を除く。）は、前条第一項の確認を受けた特定特例相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「第九条第二項」とあるのは「第九条第七項又は第九項の規定により読み替えられた同条第三項」と、「第一種特例贈与認定中小企業者」とあるのは「第一種特例相続認定中小企業者」と、「第一種贈与雇用判定期間」とあるのは「第一種相続雇用判定期間」と、「若しくは第一種臨時贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日において」とあるのは「において」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第一種相続報告基準日」と、「若しくは当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第八号」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間の末日において」とあるのは「において」と、「又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「第一種贈与報告基準事業年度」とあるのは「第一種相続報告基準事業年度」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までに」とあるのは「までに」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日」とあるのは「の翌日」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日における」とあるのは「における」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日において」とあるのは</p>	<p>第十三条の三</p> <p>1～4 同左</p> <p>5 前各項の規定は、前条第一項の確認を受けた特定相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「第九条第二項」とあるのは「第九条第三項」と、「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第一種特別相続認定中小企業者」と、「第一種贈与雇用判定期間」とあるのは「第一種相続雇用判定期間」と、「若しくは第一種臨時贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日において」とあるのは「において」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第一種相続報告基準日」と、「若しくは当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第八号」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間の末日において」とあるのは「において」と、「又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「第一種贈与報告基準事業年度」とあるのは「第一種相続報告基準事業年度」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までに」とあるのは「までに」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日」とあるのは「の翌日」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日における」とあるのは「における」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日において」とあるのは</p>

「における」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日において」とあるのは「において」と、第二項中「第一種贈与雇用判定期間」とあるのは「第一種相続雇用判定期間」と、第三項中「第十条第一項及び第十二条第一項」とあるのは「第十条第二項及び第十三条第二項」と、第四項中「同条第二項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

6 贈与認定前中小企業者が前条第一項の確認（同項第一号、第二号、第五号及び第六号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第七号の規定の適用については、同号口中「開始の日以後」とあるのは「開始の日から災害等が発生した日の前日までの間」と、同号ハ中「各事業年度をいう。以下同じ。」とあるのは「各事業年度をいう。以下同じ。」（災害等が発生した日の属する事業年度以後の事業年度を除く。）と、同号ヌ中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと（当該第一種贈与認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）。」とする。

7 省略

8 相続認定前中小企業者（災害等が発生した日前の相続に係る法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十二号及び十四号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者に限る。）が前条第一項の確認（同項第一号、第二号、第五号及び第六号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第八号の規定の適用については、同号口中「開始の日以後」とあるのは「開始の日から災害等が発生した日の前日までの間」と、同号ハ中「各事業年度

は「において」と、第二項中「第一種贈与雇用判定期間」とあるのは「第一種相続雇用判定期間」と、第三項中「第十条第一項及び第十二条第一項」とあるのは「第十条第二項及び第十三条第二項」と、第四項中「同条第二項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

6 贈与認定前中小企業者が前条第一項の確認（同項第一号、第二号、第五号及び第六号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第七号の規定の適用については、同号口中「開始の日以後」とあるのは「開始の日から災害等が発生した日の前日までの間」と、同号ハ中「各事業年度をいう。以下同じ。」とあるのは「各事業年度をいう。以下同じ。」（災害等が発生した日の属する事業年度以後の事業年度を除く。）と、同号ヌ中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと（当該第一種贈与認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）。」とする。

7 同左

8 相続認定前中小企業者（災害等が発生した日前の相続に係る法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者に限る。）が前条第一項の確認（同項第一号、第二号、第五号及び第六号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第八号の規定の適用については、同号口中「開始の日以後」とあるのは「開始の日から災害等が発生した日の前日までの間」と、同号ハ中「各事業年度をいう。以

をいう。以下同じ。) とあるのは「各事業年度をいう。以下同じ。) (災害等が発生した日の属する事業年度以後の事業年度を除く。) とする。	下同じ。) とあるのは「各事業年度をいう。以下同じ。) (災害等が発生した日の属する事業年度以後の事業年度を除く。) と、同号り中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと (当該第一種相続認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。) 。」とする。
9 省略	9 同左
10 相続認定前中小企業者 (災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間の相続に係る法第十二条第一項の認定 (第六条第一項第十二号又は十四号の事由に係るものに限る。) を受けようとする中小企業者に限る。) が前条第一項の確認 (第一号、第二号、第五号及び第六号に該当する場合に限る。) を受けた場合における第六条第一項第八号又は第十号の規定の適用については、同号中「次に掲げるいずれにも該当する場合」とあるのは「次 (口、ハ、ト (2) に掲げる事由を除く。) に掲げるいずれにも該当する場合」とする。	10 相続認定前中小企業者 (災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間の相続に係る法第十二条第一項の認定 (第六条第一項第八号又は第十号の事由に係るものに限る。) を受けようとする中小企業者に限る。) が前条第一項の確認 (第一号、第二号、第五号及び第六号に該当する場合に限る。) を受けた場合における第六条第一項第八号又は第十号の規定の適用については、同号中「次に掲げるいずれにも該当する場合」とあるのは「次 (口、ハ、ト (3) 及びト (2) に掲げる事由を除く。) に掲げるいずれにも該当する場合」とする。
11～13 省略	11～13 同左

規則第 13 条の 3 第 14 項により、同条第 5 項、第 8 項及び第 10 項の規定は、特定特例相続認定中小企業者が規則第 13 条の 2 第 1 項の確認を受けた場合において準用します。また、当該準用規定は、第二種特例相続認定中小企業者において準用します。

(参考) 規則第 13 条の 3 第 14 項の規定により読み替えられた同条第 5 項により読み替えられた同条第 1 項から第 4 項

読 替 後	読 替 前
第十三条の三 特定特例相続認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第九条第七項又は第九項の規定により読み替えられた同条第三項第三号、第十二号及び第十三号の規定の適用については、次	第十三条の三 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第九条第二項第三号、第十二号及び第十三号の規定の適用については、次に定めるところによる。

<p>に定めるところによる。</p> <p>一 前条第一項の確認（同項第一号に係るものに限る。）を受けた特定特例相続認定中小企業者が災害が発生した日以後に第九条第七項又は第九項の規定により読み替えられた同条第三項第三号、第十二号又は第十三号に規定する事実に該当することとなった場合（同項第十二号及び第十三号については、第一種特例相続認定中小企業者に限る。）であっても、当該特定特例相続認定中小企業者は、これらの事実に該当しないものとみなす。</p> <p>二 前条第一項の確認（同項第二号に係るものに限る。）を受けた特定特例相続認定中小企業者が災害が発生した日以後に第九条第七項又は第九項の規定により読み替えられた同条第三項第十二号若しくは第十三号に規定する事実に該当することとなった場合（第一種特例相続認定中小企業者に限る。）又は当該特定特例相続認定中小企業者の第一種相続雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日において、当該第一種相続雇用判定期間内に存する当該特定特例相続認定中小企業者の第一種相続報告基準日における被災事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該第一種相続雇用判定期間内に存する当該第一種相続報告基準日の数で除して計算した数が、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）に係る相続の開始の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該相続の開始の時における常時使用する従業員の数が一</p>	<p>一 前条第一項の確認（同項第一号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が災害が発生した日以後に第九条第二項第三号、第十二号又は第十三号に規定する事実に該当することとなった場合（同項第十二号及び第十三号については、第一種特別贈与認定中小企業者に限る。）であっても、当該特定贈与認定中小企業者は、これらの事実に該当しないものとみなす。</p> <p>二 前条第一項の確認（同項第二号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が災害が発生した日以後に第九条第二項第十二号若しくは第十三号に規定する事実に該当することとなった場合（第一種特別贈与認定中小企業者に限る。）又は当該特定贈与認定中小企業者の第一種贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日若しくは第一種臨時贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日において、当該第一種贈与雇用判定期間内若しくは当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特定贈与認定中小企業者の第一種贈与報告基準日における被災事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該第一種贈与雇用判定期間内若しくは当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数が、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて</p>
---	--

<p>人のときは、一人とする。以下この号において同じ。) を下回る数となったことにより当該特定特例相続認定中小企業者が第九条第七項又は第九項の規定により読み替えられた同条第三項第三号に規定する事実に該当することとなった場合(当該特定特例相続認定中小企業者の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあっては、当該第一種相続雇用判定期間の末日ににおいて、当該第一種相続雇用判定期間内に存する当該特定特例相続認定中小企業者の当該第一種相続報告基準日における当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該第一種相続雇用判定期間内に存する当該第一種相続報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る相続の開始の時ににおける当該事業所の常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数を下回らない数である場合に限る。)であっても、当該特定特例相続認定中小企業者は、これらの事実に該当しないものとみなす。</p>	<p>計算した数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。以下この号において同じ。)を下回る数となったことにより当該特定贈与認定中小企業者が第九条第二項第三号に規定する事実に該当することとなった場合(当該特定贈与認定中小企業者の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあっては、当該第一種贈与雇用判定期間の末日又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間の末日において、当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特定贈与認定中小企業者の当該第一種贈与報告基準日における当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時における当該事業所の常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数を下回らない数である場合に限る。)であっても、当該特定贈与認定中小企業者は、これらの事実に該当しないものとみなす。</p>
<p>三 省略</p> <p>四 前条第一項の確認(同項第五号及び第六号に係るものに限る。)を受けた特定特例相続認定中小企業者が、災害等が発生した日以後に第九条第七項又は第九項の規定により読み替えられた同条第三項第十二号又は第十三号に規定する事実に該当することとなった場合(第一種特例相続認定中小企業者に限る。)であっても、売上割合の次に掲げる場合の区分に応じた雇用割合が次に定める割合以上であるとき限り、当該特定贈与</p>	<p>三 同左</p> <p>四 前条第一項の確認(同項第五号及び第六号に係るものに限る。)を受けた特定贈与認定中小企業者が、災害等が発生した日以後に第九条第二項第十二号又は第十三号に規定する事実に該当することとなった場合(第一種特別贈与認定中小企業者に限る。)であっても、売上割合の次に掲げる場合の区分に応じた雇用割合が次に定める割合以上であるとき限り、当該特定贈与</p>

<p>次に定める割合以上であるときに限り、当該特定特例相続認定中小企業者は、雇用基準日の直前の第一種相続報告基準日（当該雇用基準日が、災害等が発生した日以後最初に到来する雇用基準日である場合にあっては、災害等が発生した日。次項において同じ。）の翌日から売上割合が災害等の発生後最初に百分の百以上となった売上事業年度にある雇用基準日までの期間は、これらの事実に該当しないものとみなす。</p>	<p>認定中小企業者は、雇用基準日の直前の第一種贈与報告基準日（当該雇用基準日が、災害等が発生した日以後最初に到来する雇用基準日である場合にあっては、災害等が発生した日。次項において同じ。）の翌日から売上割合が災害等の発生後最初に百分の百以上となった売上事業年度にある雇用基準日までの期間は、これらの事実に該当しないものとみなす。</p>
<p>イ 売上割合が百分の百以上の場合 百分の八十</p>	<p>イ 売上割合が百分の百以上の場合 百分の八十</p>
<p>ロ 売上割合が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の四十</p>	<p>ロ 売上割合が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の四十</p>
<p>ハ 売上割合が百分の七十未満の場合 零</p>	<p>ハ 売上割合が百分の七十未満の場合 零</p>
<p>2 前条第一項の確認（同項第三号から第六号までに係るものに限る。）を受けた特定特例相続認定中小企業者は、売上事業年度に係る雇用基準日の翌日から三月を経過する日（雇用基準日が第一種相続雇用判定期間終了後である場合は第一種相続雇用判定期間の末日の翌日以後三年ごとに区分した各期間の末日から二月を経過する日）までに、売上割合及び雇用割合を、様式第二十の十による報告書に次に掲げる書類（当該売上割合及び当該雇用割合を計算するために必要なものに限る。）を添付して、都道府県知事に報告しなければならない。</p>	<p>2 前条第一項の確認（同項第三号から第六号までに係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者は、売上事業年度に係る雇用基準日の翌日から三月を経過する日（雇用基準日が第一種贈与雇用判定期間終了後である場合は第一種贈与雇用判定期間の末日の翌日以後三年ごとに区分した各期間の末日から二月を経過する日）までに、売上割合及び雇用割合を、様式第二十の十による報告書に次に掲げる書類（当該売上割合及び当該雇用割合を計算するために必要なものに限る。）を添付して、都道府県知事に報告しなければならない。</p>
<p>一 売上事業年度における損益計算書</p>	<p>一 売上事業年度における損益計算書</p>
<p>二 当該雇用基準日における当該特定特例相続認定中小企業者の従業員数証明書</p>	<p>二 当該雇用基準日における当該特定贈与認定中小企業者の従業員数証明書</p>
<p>三 前二号に掲げるもののほか、当該報告の参考となる書類</p>	<p>三 前二号に掲げるもののほか、当該報告の参考となる書類</p>
<p>3 特定特例相続認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十条及び第十二条の規定の適用については、第十</p>	<p>3 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十条及び第十二条の規定の適用については、第十</p>

<p>条第二項及び第十一条第二項中「次に掲げる」とあるのは「次（第五号に掲げる事由を除く。）に掲げる」と、「、風俗営業会社又は資産保有型会社」とあるのは「又は風俗営業会社」とする。ただし、当該特定特例相続認定中小企業者が、前条第一項の確認（同項第五号又は第六号に係るものに限る。）を受けていた場合であって第一項第四号の規定の適用がないときは、この限りでない。</p>	<p>一項及び第十一條第一項中「次に掲げる」とあるのは「次（第五号に掲げる事由を除く。）に掲げる」と、「、風俗営業会社又は資産保有型会社」とあるのは「又は風俗営業会社」とする。ただし、当該特定贈与認定中小企業者が、前条第一項の確認（同項第五号又は第六号に係るものに限る。）を受けていた場合であって第一項第四号の規定の適用がないときは、この限りでない。</p>
<p>4 特定特例相続認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十二条の適用については、同条第四項中「一通」とあるのは、「一通、第十三条の二第四項の確認書の写し」とする。</p>	<p>4 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十二条の適用については、同条第二項中「一通」とあるのは、「一通、第十三条の二第四項の確認書の写し」とする。</p>

(参考) 新型コロナウイルス感染症を事由として災害特例を受ける中小企業者

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により売上が大幅に減少した中小企業者が災害特例を受ける場合における要件等についてFAQとして取りまとめましたので、ご参考ください。

災害等が発生した日

問：新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により売上が大幅に減少し、規則第13条の2第1項（第6号事由）の都道府県知事の確認を受けようと考えています。確認を受けるためには一定期間の売上減少を証明する必要がありますが、起点となる「災害等が発生した日」はいつになりますか。

（答）

災害特例の対象となる「災害等」とは、自然現象の異変による災害などのほか、中小企業信用保険法第2条第5項第1号の経済産業大臣が定める事由、同項第2号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限、並びに同項第3号及び第4号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由をいいます（規則第1条第18項）。

令和2年経済産業省告示第36号（令和2年3月2日付官報）により、今般の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、「全ての都道府県」を指定地域として、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の経済産業大臣が指定する「災害等」とされ、その指定の期間として「令和2年2月18日から6月1日（令和2年経済産業省告示第125号（令和2年6月2日付官報）により令和2年9月1日に延長）」が告示されております。

ご照会の災害特例における災害等が発生した日とは、指定の期間の「初日」と解されており、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を事由とする場合は、「令和2年2月18日」が災害等の発生の日となります。

売上高の算定期間及び計算方法

問：新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により売上が大幅に減少し、規則第13条の2第1項（第6号事由）の都道府県知事の確認を受けようと考えていますが、「売上が大幅に減少」とは、具体的にどの期間の売上を指すのでしょうか。また、確認を受けるためには、どの程度の売上減少が必要なのでしょうか。

(答)

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を事由として規則第13条の2第1項（第6号事由）の確認を受けようとする中小企業者は、災害等の前日（令和2年2月17日）において国内で1年以上事業を行っており、かつ、災害等が発生した日以後6月間（令和2年2月18日～8月17日）の売上高の合計が前年同期間（平成31年2月18日～8月17日）の売上高の合計の70%以下（=30%以上の売上減少）であることが必要です。

$$\frac{\text{令和2年2月18日～8月17日の売上高の合計}}{\text{平成31年2月18日～8月17日の売上高の合計}} \leqq 70\%$$

確認申請の提出期限及び申請手続

問：新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により売上が大幅に減少し、規則第13条の2第1項（第6号事由）の都道府県知事の確認を受けようと考えています。確認を受けるためにはいつまでに都道府県知事へ提出する必要がありますか。また、申請時に使用する様式及び添付書類はどのようなものでしょうか。

（答）

規則第13条の2第1項（第6号事由）の確認を受けようとする中小企業者は、災害等が発生した日（令和2年2月18日）から同日以後8月を経過する日（令和2年10月19日※）までの間に、申請書（様式第20の6）に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出する必要があります。

なお、都道府県知事の確認を受けた後は、「確認申請書」の写し及び都道府県知事の「確認書」を添付した届出書を、災害等発生日から10月を経過する日までに税務署長へ提出する必要があります。税務上の手続の詳細は、所轄の税務署又は税理士等の専門家にご相談ください。

※ 当該8月を経過する日は令和2年10月18日ですが、同日は日曜日のため、その翌日が確認申請期限となります。なお、贈与認定前中小企業者や相続認定前中小企業者（贈与同年相続中小企業者を除きます。）、認定に係る相続開始の日が災害等が発生した日から1年以内である中小企業者にあっては、認定申請期限（贈与の場合：贈与の翌年1月15日、相続の場合：相続の開始の翌日から8ヶ月）が災害特例の確認申請期限となります。

＜添付書類＞

セーフティネット保証4号の認定を受けている場合には①を、受けていない場合には②に掲げる書類を提出してください。

① 中小企業信用保険法第2条第5項第4号（セーフティネット保証4号）に該当することについて認定を受けている場合

イ 中小企業信用保険法第2条第5項第4号（セーフティネット保証4号）に該当することについて市区町村の認定を受けたことを証する書類（認定書）
当該認定書は写し（コピー）でも差し支えありません。

ロ 災害等発生日以後6月間の売上金額が減少したことを証する書類

i) 災害等発生日以後6月間の売上金額を証する書類

上記期間における総勘定元帳や売上帳を提出してください。

ii) 前年同期間の売上金額を証する書類

上記期間における総勘定元帳や売上帳を提出してください。

ハ その他参考となる書類

上記のほか、必要に応じ、規則第13条の2第1項第6号の要件に充足していることを証するために参考となる書類を提出してください。

② 中小企業信用保険法第2条第5項第4号（セーフティネット保証4号）に該当することについて認定を受けていない場合

イ 登記事項証明書

□ 災害等発生日以後6月間の売上金額が減少したことを証する書類

i) 災害等発生日以後6月間の売上金額を証する書類

上記期間における総勘定元帳や売上帳を提出してください。

ii) 前年同期間の売上金額を証する書類

上記期間における総勘定元帳や売上帳を提出してください。

ハ その他参考となる書類

上記のほか、必要に応じ、規則第13条の2第1項第6号の要件に充足していることを証るために参考となる書類を提出してください。

【様式第20の6の記載例】

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
を事由とする場合、右上余白に、その旨を適
宜、記載してください。

様式第20の6

事由：新型コロナウイルス

災害等により被害を受けた中小企業者に対する都道府県知事の確認に係る確認申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号

会社所在地

会社名

電話番号

代表者の氏名

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の2第1項の確認（同項第6号に係るものに限り、当該規定が準用される場合を含む。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 災害等特例中小企業者等について

災害等特 例中小企 業者等の 種別	<input type="checkbox"/> 第一種特定贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特定贈与認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特定相続認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特定相続認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特定特例贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特定特例贈与認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特定特例相 者	<input type="checkbox"/> 第二種特定特例相 者
	<input type="checkbox"/> 第一種贈与認定前中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種贈与認定前中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種相続認定前中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種相続認定前中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特例贈与認定前中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特例贈与認定前中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特例相続認定前中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特例相続認定前中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種贈与認定個人事業者であつ た者	<input type="checkbox"/> 第二種贈与認定個人事業者であつ た者
<input type="checkbox"/> 第一種相続認定個人事業者であつ た者	<input type="checkbox"/> 第二種相続認定個人事業者であつ た者	
申請をする中小企業者が該当する 種別に□をしてください。 (例) 第一種特別贈与の認定を受 けている中小企業者の場合： 第一種特定贈与認定中小企業者		
円滑化法第 12 条の認定前の場合 には、記載不要です。		
法第 12 条第 1 項の認定の年月 日及び番号	年　月　日 (　　号)	
災害等が発生した日	新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) を事由とする場合、 「令和 2 年 2 月 18 日」となります。	
贈与の日 又は 相続の開始の日	年　月　日	
贈与税申告期限 又は 相続税申告期限	新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) を事由とする場合、 「全ての都道府県」となります。	
中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号に定める経済産業大臣 の指定を受けた地域の名称	全ての都道府県	

2 規則第 13 条の 2 第 1 項第 6 号イ (同条第 3 項の規定により読み替えられた同条第 1 項第 6 号イ) 関係

災害等が発生した日から同日以 後 1 月を経過する日までの間に おける売上高等	年　月　日 (1)	円
災害等が発生した日の 1 年前の 日から同日以後 1 月を経過する 日までの間における売上高等	年　月　日	円
前年同期比		(3)=(1)/(2) %

3 規則第 13 条の 2 第 1 項第 6 号口（同条第 3 項の規定による場合）関係

新型コロナウイルス感染症
(COVID-19) を事由とする場合、
「令和2年2月18日～8月17日」
となります。

災害等が発生した日から同日以後 6 月を経過する日までの間における売上金額	令和2年2月18日 ～ 令和2年8月17日	(4)
災害等が発生した日の 1 年前の日から同日以後 6 月を経過する日までの間における売上金額	平成31年2月18日 ～ 令和元年8月17日	(5)
前年同期比		(6)=(4)/(5) %

(備考)

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
- ② 削除
- ③ 施行規則第 13 条の 2 第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えられた同条第 2 項）各号に掲げる書類（当該確認に係る事由のうち当該災害等特例中小企業者に生じているものを証するために必要なものに限る。）を添付する。

(記載要領)

- ① 単位が「%」の欄は小数点第 2 位以下を切り捨てる。
「法第 12 条第 1 項の認定の年月日及び番号」については、第一種（第二種）贈与認定前中小企業者、第一種（第二種）相続認定前中小企業者、第一種（第二種）特例贈与認定前中小企業者又は第一種（第二種）特例相続認定前中小企業者は空欄とする。

雇用維持要件の緩和又は免除（最初の売上事業年度終了の日が雇用判定期間の末日の翌日以後である場合）

問：私は平成 26 年中に事業承継（3 月決算法人）を受け、平成 27 年 3 月 10 日に贈与税の申告をし（贈与税の申告期限は平成 27 年 3 月 16 日）、事業承継税制の適用を受けているが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により売上が大幅に減少したことから、規則第 13 条の 2 第 1 項（第 6 号事由）の都道府県知事の確認を受けました。なお、令和 2 年 3 月 15 日が雇用判定期間の末日でしたが、「雇用維持要件」を充足することができませんでした。このため、規則第 13 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する雇用維持要件の特例を受けようと考えていますが、当該特例を適用するためにはどのような要件があるのでしょうか。

（答）

規則第 13 条の 2 第 1 項の確認（第 6 号事由）を受けた場合は、売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日（雇用基準日）における雇用割合の平均値が、図表 1 に示す「売上割合の平均値に応じた雇用割合の平均値」以上であるときは、雇用維持要件（規則第 9 条第 2 項第 3 号）が免除又は緩和されます。

図表 1 売上割合の平均値及び雇用割合

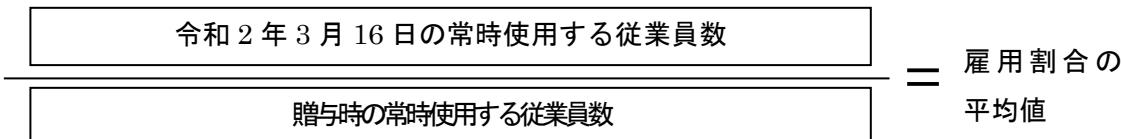
売上割合の平均値	雇用割合の平均値
70 %未満	零（雇用要件の免除）
70 %以上～100 %未満	40 %（雇用要件の緩和）
100 %以上	80 %

なお、ご照会のように最初の売上事業年度終了の日（令和 3 年 3 月 31 日）が、贈与雇用判定期間の末日（令和 2 年 3 月 16 日）の翌日以後となる場合には、次のとおり、「売上割合の平均値」は災害等が発生した日以後 6 ヶ月間（令和 2 年 2 月 18 日～8 月 17 日）の売上高の前年比により、また、「雇用割合の平均値」は、贈与の時における常時使用する従業員の数に対する贈与雇用判定期間の末日における常時使用する従業員の数の割合によることとされています。

【売上割合の平均値】

$$\frac{\text{令和 2 年 2 月 18 日～令和 2 年 8 月 17 日の売上高の合計}}{\text{平成 31 年 2 月 18 日～令和元年 8 月 17 日の売上高の合計}} = \frac{\text{売上割合の}}{\text{平均値}}$$

【雇用割合の平均値】

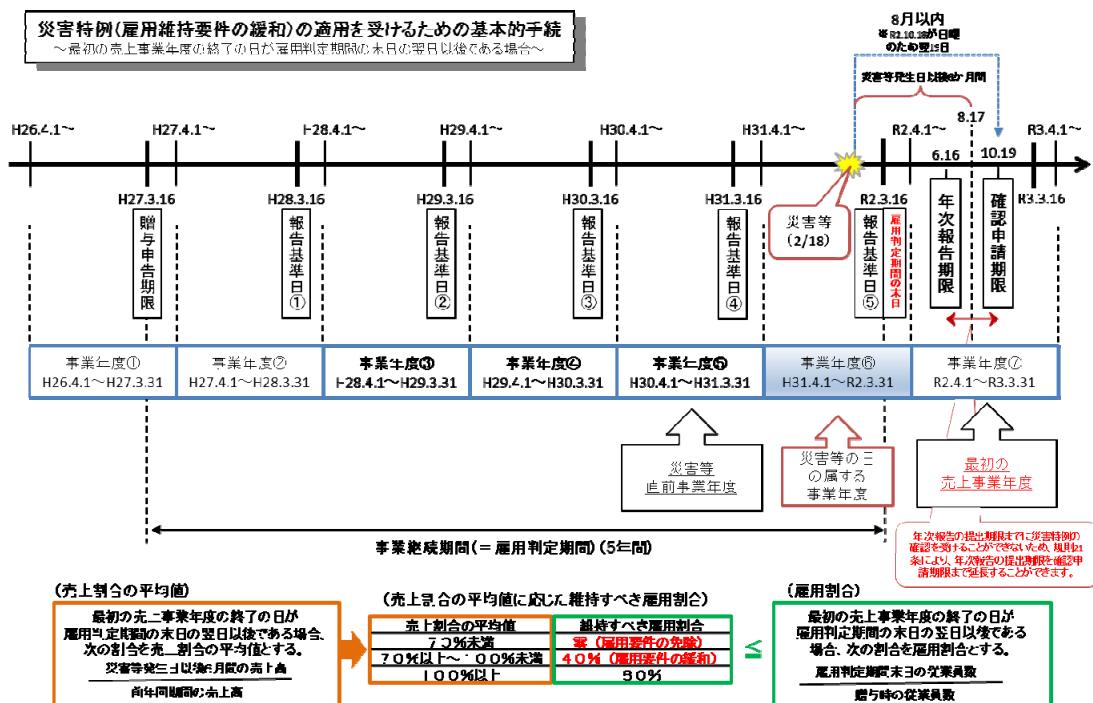


なお、上記による「売上割合の平均値」は、規則第13条の2第1項（第6号事由）の確認を受ける際に算定した「同項第6号口の割合」と同じ割合です。規則第13条の2第1項（第6号事由）の確認を受けるためには、同項第6号口の割合は「70%以下」である必要がありますが、当該割合が70%である場合には雇用維持要件は40%に緩和（通常は80%）され、当該割合が70%未満である場合には維持すべき雇用割合は零となり、雇用維持要件は実質的に免除されることとなります。

ご照会のような最初の売上事業年度の終了の日が雇用判定期間の末日の翌日以後である場合における災害特例（雇用維持要件の緩和）の適用を受けるための基本的手続の流れ（イメージ）は、以下のとおりとなります。

なお、5回目の年次報告の提出期限は令和2年6月16日となります。同日までに規則第13条の2第1項（第6号事由）の確認を受けることはできないため、災害特例の適用を受ける場合には、規則第21条のやむを得ない事情あると認められる場合に該当し、年次報告の提出期限は確認申請期限（令和2年10月19日）まで延長されます。

図表2 最初の売上事業年度の終了の日が雇用判定期間の末日の翌日以後である場合



資産管理会社非該当要件の免除

問：私は平成 29 年中に事業承継（3 月決算法人）を受け、平成 30 年 3 月 15 日に贈与税の申告をし（贈与税の申告期限は平成 30 年 3 月 15 日）、事業承継税制の適用を受けていますが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により売上が大幅に減少し、規則第 13 条の 2 第 1 項（第 6 号事由）の都道府県知事の確認を受けました。これまで「事業実態要件」により資産管理会社非該当要件を充足しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に事業規模を縮小した結果、事業実態要件を充足することができず資産管理会社に該当する可能性があります。このため、規則第 13 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する資産管理会社非該当要件の免除の特例を受けようと考えていますが当該特例を適用するためにはどのような要件があるのでしょか。また、そのためにはどのような手続が必要となりますか。

（答）

規則第 13 条の 2 第 1 項の確認（第 6 号事由）を受けた中小企業者が、図表 1 に示す売上割合に応じた雇用割合を確保しているときは、雇用基準日の直前の贈与報告基準日（当該雇用基準日が、災害等が発生した日以後最初に到来する雇用基準日である場合にあっては、災害等が発生した日。）の翌日から売上割合が、災害等の発生後最初に 100 分の 100 以上となった売上事業年度にある雇用基準日までの期間は、資産管理会社非該当要件（規則第 9 条第 2 項第 12 号及び第 13 号）が免除されます。

図表 1 売上割合及び雇用割合

売上割合	雇用割合
70 %未満	零
70 %以上～100 %未満	40 %
100 %以上	80 %

ご照会の場合、「売上割合」については、平成 31 年 3 月期（災害等直前事業年度）の売上高に対する各売上事業年度（令和 3 年 3 月期以後の各事業年度）の売上高の割合により、また「雇用割合」については、贈与時の常時使用する従業員数に対する各雇用基準日における常時使用する従業員数の割合によることとなり、この売上割合に応じ、図表 1 に示す雇用割合を確保しているときは、一定期間、資産管理会社非該当要件が免除されることとなります。

【売上割合】

$$\frac{\text{各売上事業年度の売上高}}{\text{災害等直前事業年度（平成 31 年 3 月期）の売上高}} = \text{売上割合}$$

【雇用割合】

$$\frac{\text{各雇用基準日における常時使用する従業員数}}{\text{贈与時の常時使用する従業員数}} = \text{雇用割合}$$

【資産管理会社非該当要件が免除される期間】

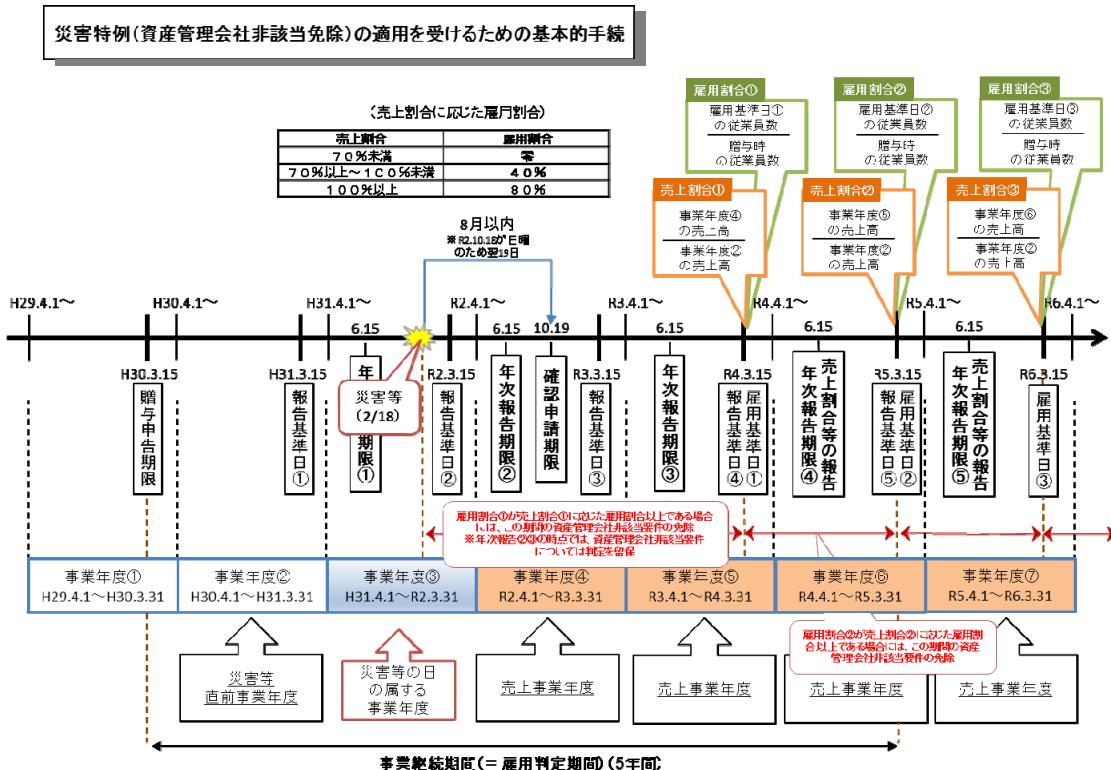
最初の雇用基準日（令和 4 年 3 月 15 日）において売上割合に応じた雇用割合が確保されていた場合、災害等が発生した日（令和 2 年 2 月 18 日）から最初の雇用基準日（令和 4 年 3 月 15 日）までの期間について、資産管理会社非該当要件が免除されます。

その後、売上割合が災害等の発生前の水準に回復した場合を除き、各雇用基準日における売上割合に応じた雇用割合の確保を要件として、令和 11 年 3 月 15 日まで資産管理会社非該当要件の免除を受けることができます。

なお、この特例の適用を受けるには、雇用判定期間内にある雇用基準日については毎年、また、雇用判定期間の末日の翌日以後の雇用基準日については 3 年ごとに 3 年分をまとめて都道府県知事へ報告する必要があります（規則第 13 条の 3 第 1 項第 4 号、租税特別措置法第 70 条の 7 第 30 項第 1 号）。報告の手続や期限などについては、80 ページの問（売上割合及び雇用割合に係る報告）をご覧ください。

参考までに、災害特例（雇用維持要件の緩和）の適用を受けるための基本的手続の流れ（イメージ）は、以下のとおりとなります。なお、2 回目及び 3 回目の年次報告においては、規則第 13 条の 3 第 1 項第 4 号の要件を充足しているか確認ができないため、当該年次報告の時点においては、資産管理会社非該当要件の判定は留保され、4 回目の年次報告で規則第 13 条の 3 第 1 項第 4 号の要件を充足していることが確認された場合には、災害等が発生した日（令和 2 年 2 月 18 日）から最初の雇用基準日（令和 4 年 3 月 15 日）までの期間における資産管理会社非該当要件の免除が確定されます。

図表2 災害特例(資産管理会社非該当要件の免除)の適用を受けるための基本的手続



売上割合及び雇用割合に係る報告

問：新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により売上が大幅に減少し、規則第13条の2第1項（第6号事由）の都道府県知事の確認を受けました。当該確認を受けた場合には、売上割合及び雇用割合を報告する必要があると聞きましたが、いつまでに都道府県知事へ報告する必要がありますか。また、申請時に使用する様式及び添付書類はどのようなものでしょうか。なお、当社は3月決算法人で、私は平成29年中に事業承継を受け、平成30年3月15日に贈与税の申告をし（贈与税の申告期限は平成30年3月15日）、事業承継税制の適用を受けています。

（答）

規則第13条の2第1項（第6号事由）の確認を受けた中小企業者は、次に掲げる期日までに「売上割合及び雇用割合」を、様式第20の10による報告書に一定の書類を添付して、都道府県知事に報告しなければならないとされています（規則第13条の3第2項）。

なお、報告基準日が雇用基準日に該当しない場合（当該贈与報告基準日の直前事業年度が売上事業年度にあたらない場合）は、本報告を行う必要がありません。

① 雇用基準日が雇用判定期間内である場合

売上事業年度に係る雇用基準日の翌日から3月を経過する日まで

② 雇用基準日が雇用判定期間終了後である場合

雇用判定期間の末日の翌日以後3年ごとに区分した各期間の末日から2月を経過する日まで

また、事業承継税制においては、売上割合が災害等の発生前の水準に回復した場合を除き、売上割合に応じた雇用割合の確保を要件として、災害等発生日の直前の報告基準日等から10年を経過する日まで資産管理会社非該当要件の緩和を受けることができるため、同日までの報告基準日等につき都道府県知事への報告が必要となります。

ご照会の場合（3月決算法人の会社について平成29年中に事業承継を受け、贈与税の申告（贈与税の申告期限は平成30年3月15日）をした場合）は、最初の売上事業年度は「令和3年3月期」、最初の雇用基準日は「令和4年3月15日」となります。当該雇用基準日は雇用判定期間（平成30年3月16日から令和5年3月15日）内であることから、上記①に該当し、図表1の売上割合①及び雇用割合①を記載した「様式第20の10」を添付書類とともに「令和4年6月15日」までに都道府県知事へ報告をする必要があります。

その後は売上割合が災害等の発生前の水準に回復するまで、2回目の報告（雇用基準日は令和5年3月15日）を「令和5年6月15日」までに、3回目の報告（雇用基準日は令和6年3月15日、令和7年3月15日及び令和8年3月15日）を「令和8年5月15日」までに、4回目の報告（雇用基準日は令和9年3月15日、令和10年3月15日及び令和

11年3月15日)を「令和11年5月15日」までに、都道府県知事へ行う必要があります。

なお、上記の手続後、「様式第20の10」の写しを添付した届出書を税務署長に提出する必要があります。税務署長への届出期限は、雇用基準日が雇用判定期間内である場合には売上事業年度に係る雇用基準日の翌日から5月を経過する日まで、雇用基準日が雇用判定期間終了後である場合には、雇用判定期間の末日の翌日以後3年ごとに区分した各期間の末日から3月を経過する日までとされています。税務上の手続の詳細は、所轄の税務署又は税理士等の専門家にご相談ください。

＜添付書類＞

① 損益計算書

災害等直前事業年度(平成31年3月期)及び売上事業年度における損益計算書を提出してください。

ただし、災害等直前事業年度の損益計算書は初回報告時(令和4年6月15日期限)の提出で足り、2回目以降の報告では提出の必要はありません。

② 従業員数証明書

雇用基準日における従業員数証明書を提出してください。

③ その他参考となる書類

上記のほか、必要に応じ、当該報告の参考となる書類を提出してください。

図表1 災害特例の適用を受けるための基本的手続

